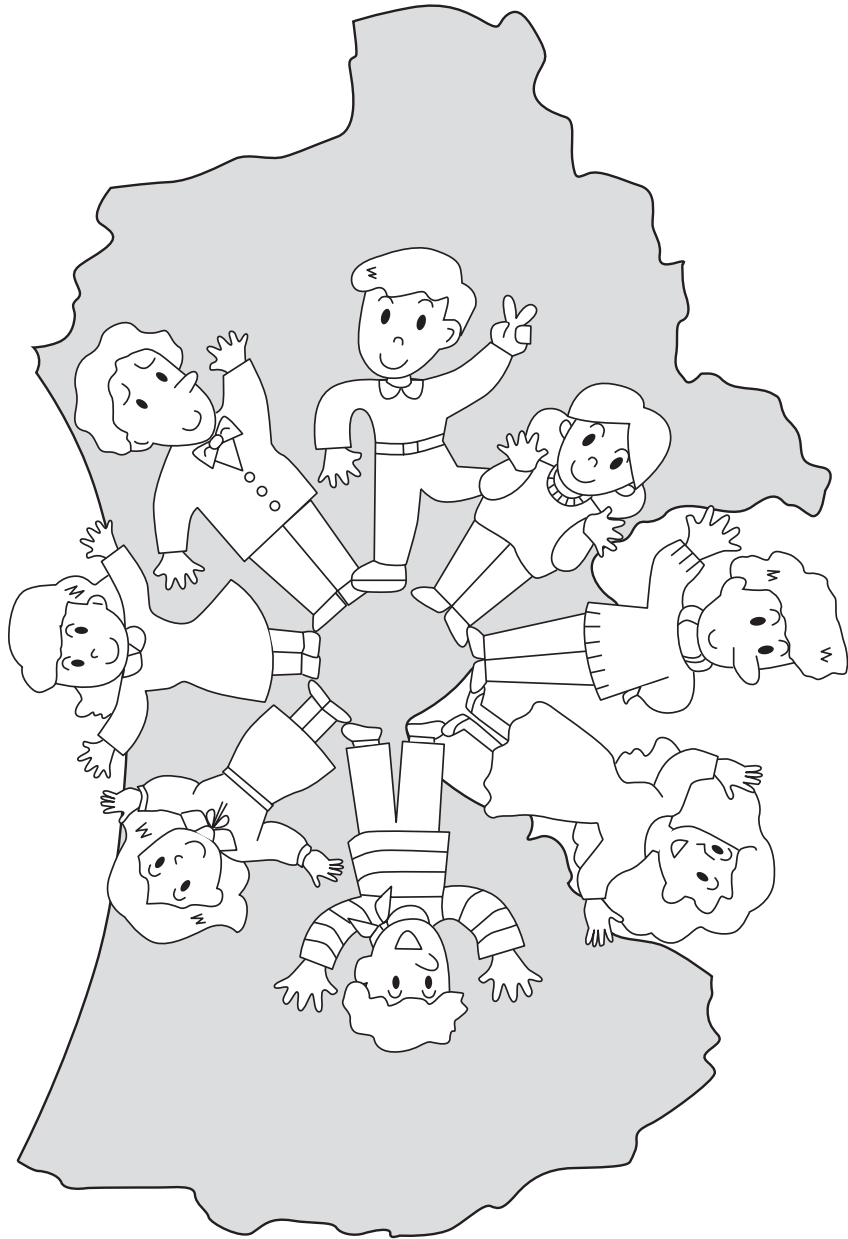


日置市まちづくり計画



日置中央合併協議会

目 次

第1章	序 論	1
	第1節 合併の必要性	1
	第2節 新市まちづくり計画策定の方針	3
第2章	新市の概況	5
	第1節 新市の基本構造	5
	第2節 新市の特性と課題	11
第3章	主要指標の見通し	13
第4章	新市建設の基本方針	15
	第1節 基本理念	15
	第2節 まちづくりの基本方向	16
	第3節 土地利用方針	17
	第4節 分野別の振興方向	18
	第5節 地域別の振興方向	30
	第6節 新市の整備拠点	34
第5章	新市建設の根幹となる事業	36
	第1節 新市創生プロジェクト	36
第6章	県事業の推進	50
第7章	公共的施設の統合整備に関する事項	51
第8章	財政計画	52

(注) 統計数値については、過去のデータを使用しているため、文章中の団体名と合致しない場合があります。

第1章 序 論

第1節 合併の必要性

1 市町村行政の広域的対応の必要性

現在の4町の区域は、「明治の大合併」、「昭和の大合併」により設定されたものですが、その後の交通・情報手段の発達や経済活動の進展に伴い、住民の日常生活圏は市町村の区域をはるかに越えて拡大しています。こうした中、住民の生活圏拡大に対応した行政サービスの提供が求められてきており、また、介護保険やごみ処理のように、広域的に取り組まないと不効率な事務も増加しています。

本地域においても、消防やごみ処理等の一部事務組合を設立するなど、広域行政を推進してきましたが、総合的・一体的に対応するためには、4町の合併により、意思決定や事業実施などを単一の行政体で行うことがより効率的・効果的です。

図表1-1 一部事務組合等の設置状況

種 類 \ 町	東市来町	伊集院町	日吉町	吹上町
ごみ処理	日置地区塵芥処理組合			
し尿処理	串木野市・市来町・東市来町衛生処理組合	単 独	単 独	薩南衛生処理組合
消 防	日置地区消防組合			
介 護 保 険	日置広域連合			
火 葬 場	西薩火葬場組合			薩南火葬場組合

2 地方分権の推進

中央集権による弊害を解消するため、住民に身近な行政の権限をできる限り自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進しようとする地方分権の動きが進展する中、平成12年4月には「地方分権一括法」が施行されました。平成13年7月には「地方分権改革推進会議」が設置され、国と地方の役割分担に応じた事務・事業のあり方についての意見が取りまとめられました。そして現在、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革を一体で検討する「三位一体の改革」の具体的方策について審議が進められています。

地方分権の下では、自己決定、自己責任による地域づくりが原則となり、職員にも政策立案・課題解決能力や高度な専門能力が求められることとなります。このような中、小規模な市町村においては職員が多くの仕事を兼務し、専門的な職員の確保・育成も困難な現状にあり、事務量の増加にどのように対応し、専門性を発揮していくかが大きな課題となっています。

3 少子・高齢化の進行への対応

わが国は世界一の長寿国家となる一方で、合計特殊出生率が大幅に低下した結果、少子・高齢化が急速に進んでいます。特に、本県は全国を上回るスピードで高齢化が進行しており、この傾向は今後も一段と進行することが見込まれます。

図表1-2 本地域の高齢化の状況

本地域	26.5%
本県平均	22.6%
全国平均	17.3%

資料：平成12年国勢調査

こうした人口構造の変化は、福祉関係などの費用が増大する中で、税収等の財源は逆に減少するなど、自治体の運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

4 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応

国及び地方の長期債務残高は、平成16年度末で約719兆円になると見込まれています。一方、小規模な市町村は、住民一人当たりの歳出総額が割高で、国・県からの交付金・補助金に依存している割合が大きいなど、「自立し得る自治体」からはほど遠いというのが現状です。

このような状況の中で、本県及び本地域における国への財源依存度の高さや財政の硬直化は全国以上に深刻となっており、財政構造の改革は早急に解決しなければならない重要課題となっています。

図表1-3 本地域の各町の財政状況

	自主財源比率		財政力指数	経常収支比率	起債制限比率
		うち地方税			
全国市町村平均	50.4	35.5	0.40	83.2	9.6
本県市町村平均	26.1	20.8	0.25	90.8	11.6
東市来町	27.3	12.3	0.28	88.2	8.0
伊集院町	39.1	28.7	0.47	81.1	9.5
日吉町	22.7	9.2	0.17	97.3	15.6
吹上町	25.8	11.0	0.22	89.9	8.8

資料：市町村財政状況（平成14年度決算）。ただし、全国市町村平均は平成13年度決算を、その中の自主財源比率は、市町村決算状況調をもとに推計。

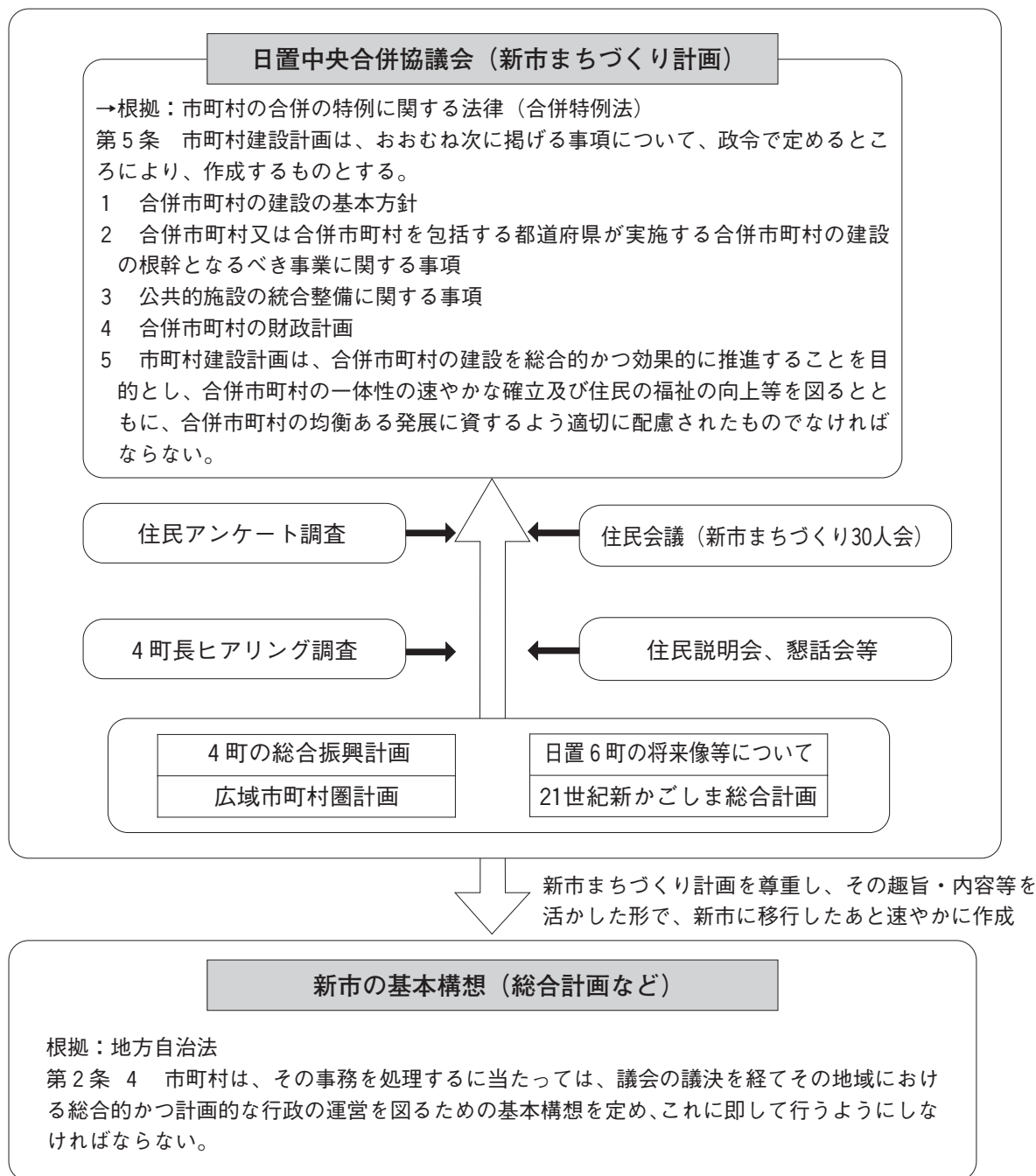
第2節 新市まちづくり計画策定の方針

1 新市まちづくり計画の位置づけ

新市まちづくり計画は、合併特例法第5条に規定する「市町村建設計画」に該当するもので、合併の適否を判断するひとつの材料となるものであって、いわば新市のマスタープランとしての役割を果たします。

このため、当計画は、東市来町、伊集院町、日吉町及び吹上町（以下「4町」という。）のこれまでの基本構想を踏まえつつ、さらに4町の住民の意見を反映させて作成しており、4町の住民や議会に対して、新市の将来ビジョンを示すものとして活用します。

なお、より詳細かつ具体的内容については、新市誕生後にこの新市まちづくり計画を尊重して策定する地方自治法に基づく「基本構想」（総合計画など）に委ねるものとします。



2 計画の構成

本計画は、新市における主要指標の見通し、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現していくために根幹となる事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成しました。

3 計画の期間

本計画は、将来を見据えた幅広い長期的な視野に立つ必要があることから、国・県の財政支援等を考慮し、合併が行われた日の属する年度から10年間を計画期間とします。

4 住民意見の反映

本計画は、住民アンケートの結果や新市まちづくり30人会からの提案などを通じて、4町住民の意見が十分反映されるよう配慮しました。

5 その他

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランスや財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。

また、新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。このほか現在4町それぞれで策定している「総合振興計画」及び日置任意合併協議会で作成した「日置6町の将来像等について」を踏まえるとともに、「広域市町村圏計画」や「21世紀新かごしま総合計画」との整合性を図るものとします。

第2章 新市の概況

第1節 新市の基本構造

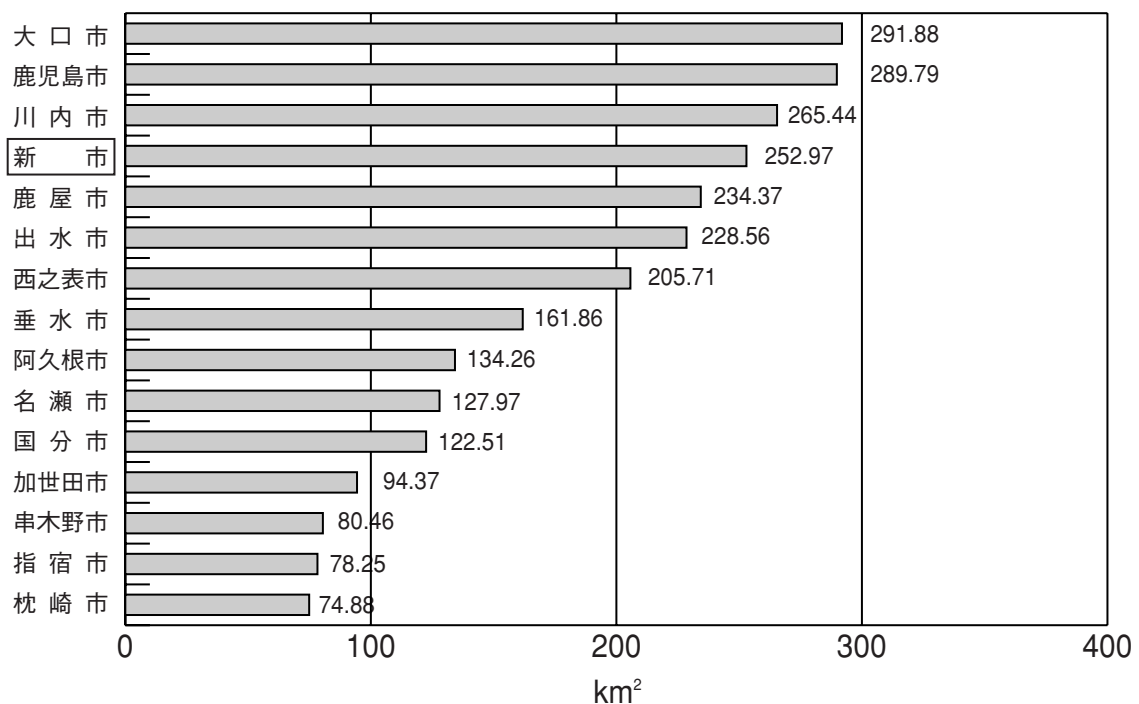
1 位置・地勢

新市は、薩摩半島の中央部に位置しており、東は県都鹿児島市に接し、西は東シナ海に面しています。また、北は市来町、薩摩川内市に、南は金峰町に接しています。東シナ海に面した海岸線には、日本三大砂丘の「吹上浜」が広がっています。

2 面積

新市の総面積は252.97km²であり、鹿児島県の総面積9,132.42km²の2.8%を占めています。現在の県内14市と比較すると、4番目の広さとなり、県内の市の平均面積170.74km²の1.5倍の広さになります。

図表2-1 新市の面積と県内14市との比較



資料：平成13年全国都道府県市区町村別面積調

図表2-2 本地域の各町の面積

町名	面積 (km ²)
東市来町	70.90
伊集院町	55.83
日吉町	29.25
吹上町	96.99

資料：平成13年全国都道府県市区町村別面積調

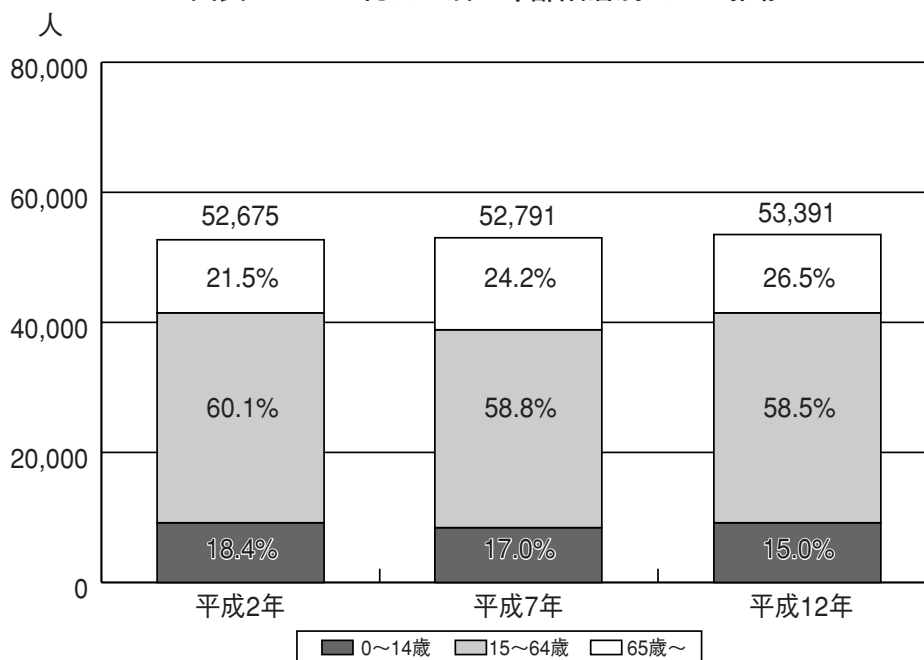
3 人口構造

(1) 総人口

総人口は、平成12年国勢調査によると53,391人であり、鹿児島県の総人口（1,786,194人）の3.0%を占め、県内14市と比較すると、鹿児島市、鹿屋市、川内市、国分市に次いで第5番目となります。平成7年国勢調査と比較すると、600人（1.1%）増加しています。

年齢階層別人口の構成比をみると、年少人口（0～14歳）が15.0%、生産年齢人口（15～64歳）が58.5%、老年人口（65歳以上）が26.5%となっており、鹿児島県全体の高齢化率（22.6%）よりも高齢化が進行しています。

図表 2-3 総人口及び年齢階層別人口の推移



資料：国勢調査

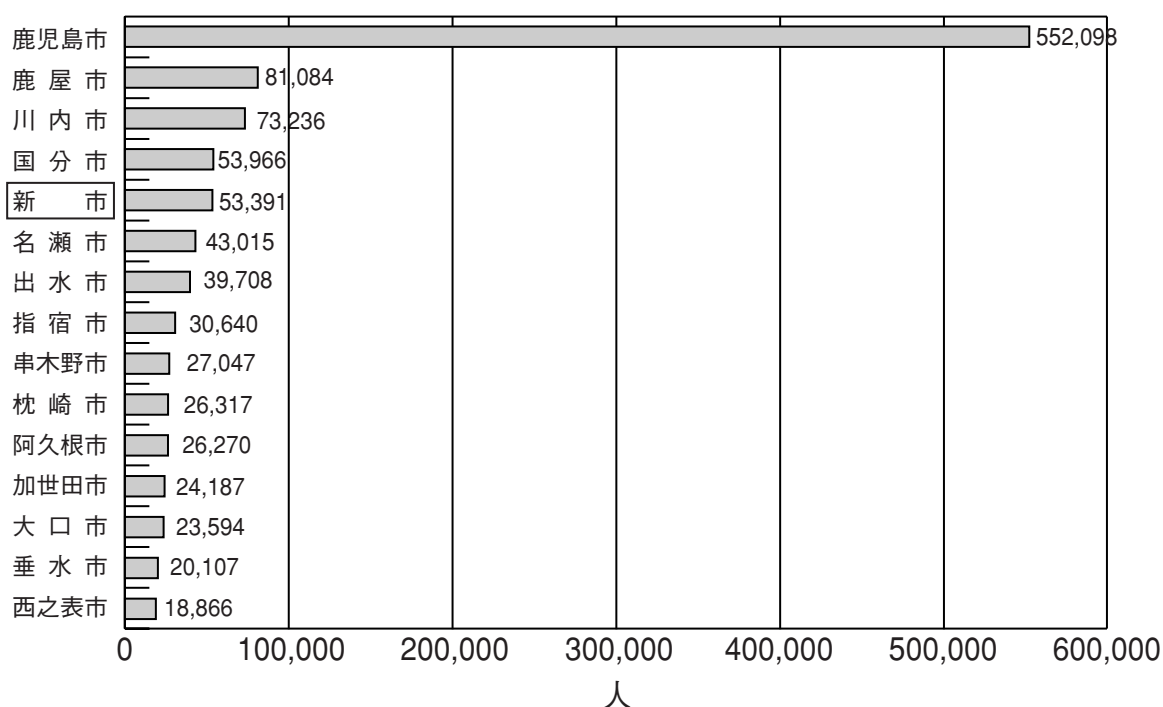
図表 2-4 各町の人口の推移

(単位：人)

	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	52,675	52,791	53,391
東市来町	14,203	13,692	13,623
伊集院町	21,253	22,651	23,961
日吉町	6,461	6,088	5,934
吹上町	10,758	10,360	9,873

資料：国勢調査

図表 2 - 5 新市の人口と県内の14市との比較



資料：平成12年国勢調査

図表 2 - 6 年齢階層別人口

(単位：人)

市町村名	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	総人口
総人口	8,025 (15.0%)	31,235 (58.5%)	14,127 (26.5%)	53,391 (100.0%)
東市来町	1,695 (12.4%)	7,643 (56.1%)	4,285 (31.5%)	13,623 (100.0%)
伊集院町	4,265 (17.8%)	15,336 (64.0%)	4,356 (18.2%)	23,961 (100.0%)
日吉町	789 (13.3%)	3,176 (53.5%)	1,969 (33.2%)	5,934 (100.0%)
吹上町	1,276 (12.9%)	5,080 (51.5%)	3,517 (35.6%)	9,873 (100.0%)

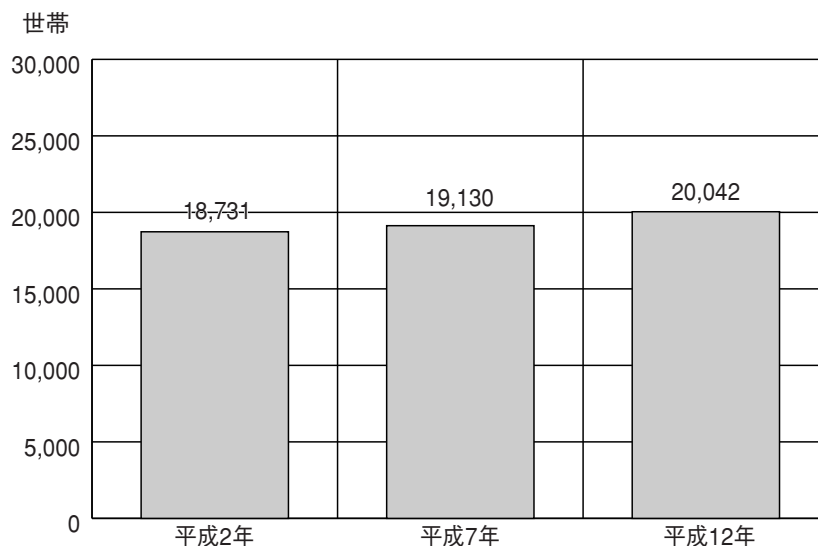
資料：平成12年国勢調査

注：総人口には、年齢不詳を含む

(2) 世帯数

世帯数は、平成12年国勢調査によると、20,042世帯であり、鹿児島県の総世帯数（716,610世帯）の2.8%を占めています。平成7年国勢調査と比較すると、912世帯（4.7%）増加しています。世帯の内訳をみると、単独世帯や核家族世帯が増加しています。

図表 2-7 世帯数の推移



資料：国勢調査

図表 2-8 総世帯数・単独世帯数・核家族世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年
世帯総数	18,731	19,130	20,042
東市来町	5,168	5,113	5,276
伊集院町	6,922	7,550	8,344
日吉町	2,446	2,389	2,374
吹上町	4,195	4,078	4,048

	平成2年	平成7年	平成12年
単独世帯総数	4,069	4,399	5,011
東市来町	1,126	1,227	1,407
伊集院町	1,209	1,382	1,729
日吉町	581	613	655
吹上町	1,153	1,177	1,220

	平成2年	平成7年	平成12年
核家族世帯総数	12,389	12,698	13,156
東市来町	3,368	3,264	3,301
伊集院町	4,928	5,434	5,883
日吉町	1,538	1,514	1,479
吹上町	2,555	2,486	2,493

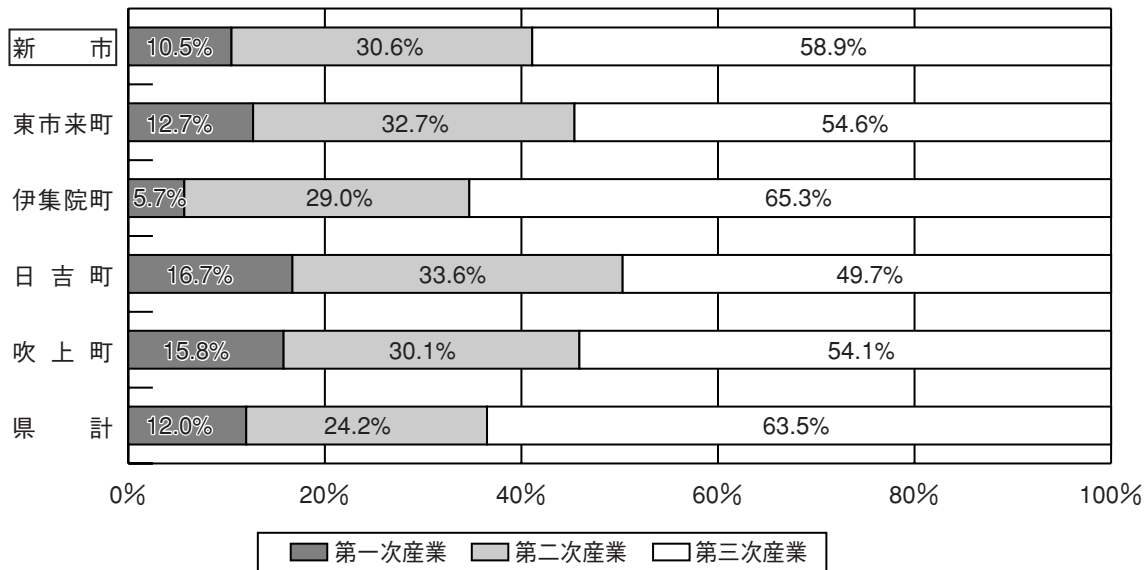
資料：国勢調査

4 産業構造

(1) 就業人口

就業人口の産業別割合は、第一次産業が10.5% (2,551人)、第二次産業が30.6% (7,444人)、第三次産業が58.9% (14,301人) となっています。鹿児島県全体と比べると第二次産業（県全体24.2%）の比率が高くなっています。

図表 2－9 産業別就業人口構成比率



資料：平成12年国勢調査

図表 2－10 産業別就業人口・産業別構成比率

	第一次産業		第二次産業		第三次産業		総 数
	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)
新 市	2,551	10.5%	7,444	30.6%	14,301	58.9%	24,296
東市来町	798	12.7%	2,053	32.7%	3,433	54.6%	6,284
伊集院町	629	5.7%	3,204	29.0%	7,222	65.3%	11,061
日吉町	451	16.7%	905	33.6%	1,340	49.7%	2,696
吹上町	673	15.8%	1,282	30.1%	2,306	54.1%	4,261
県 計	99,323	12.0%	200,548	24.2%	526,388	63.5%	828,957

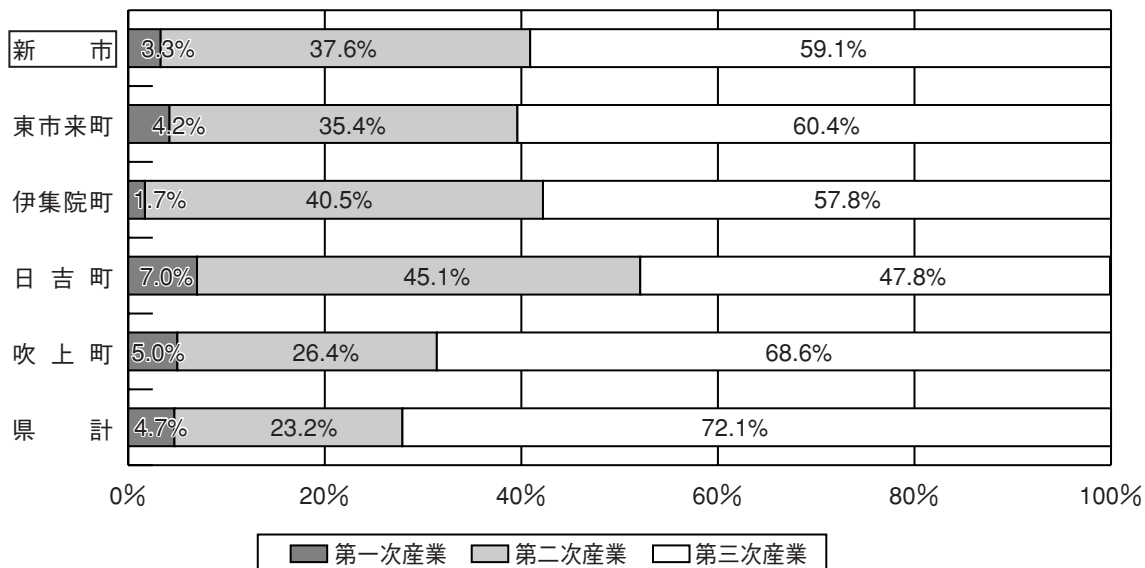
資料：平成12年国勢調査

注) 総数には分類不能を含む

(2) 市町村内純生産

市町村内純生産額の産業別割合は、第一次産業が3.3%（約3,620百万円）、第二次産業が37.6%（約41,075百万円）、第三次産業が59.1%（64,588百万円）となっています。鹿児島県全体と比較すると、就業人口と同様に、第二次産業の比率（県全体23.2%）が高くなっています。

図表 2-11 市町村内純生産額産業別構成比率



資料：平成11年度市町村所得推計

注：構成比は帰属利子控除前の純生産額を100%として算出（帰属利子・・・金融業の算出額を定義するための特殊な帰属計算項目であり、受け取り利子か及び配当金から支払利子を控除したものをいう。利子は他産業からの付加価値から支払われるが、各産業の合計（市町村内純生産額）として計上する場合は、この帰属利子を一括控除するのが一般的である。

図表 2-12 市町村内生産額・産業別構成比率

	第一次産業		第二次産業		第三次産業		市町村内純生産額 生産額(千円)
	生産額(千円)	構成比	生産額(千円)	構成比	生産額(千円)	構成比	
新 市	3,620,153	3.3%	41,075,916	37.6%	64,588,514	59.1%	109,284,583
東市来町	1,111,289	4.2%	9,445,867	35.4%	16,128,464	60.4%	26,685,620
伊集院町	956,503	1.7%	22,634,531	40.5%	32,317,438	57.8%	55,908,472
日吉町	732,154	7.0%	4,697,469	45.1%	4,981,860	47.8%	10,411,483
吹上町	820,207	5.0%	4,298,049	26.4%	11,160,752	68.6%	16,279,008
県 計	211,651,343	4.7%	1,053,562,386	23.2%	3,272,583,444	72.1%	4,537,797,173

資料：平成11年度市町村所得推計

注：構成比の合計は小数点第2位の四捨五入の関係で100%にはならないこともある。

第2節 新市の特性と課題

1 特性

(1) 地域資源

① 日本三大砂丘「吹上浜」

東シナ海に面した西海岸には、「日本の渚百選」にも選ばれた白砂青松の日本三大砂丘「吹上浜」が南北に続いています。この吹上浜では、年間を通して潮干狩りが楽しめるほか、釣りやサーフィンなどマリレジャーのメッカとなっており、新市における最大の観光資源として位置づけられます。

② 多彩かつ豊かな歴史・文化資源

新市は、多彩で豊かな歴史と文化資源に恵まれています。

薩摩焼	約400年の歴史を誇る鹿児島県を代表する伝統工芸品である。
妙円寺詣り	毎年約10万人の参加者が訪れる鹿児島の三大行事である。
せっぺとべ	白装束に身を包んだ若い衆が、たんぼの中で飛び跳ね、泥まみれになりながら、豊作を祈願するお祭りである。
流鏝馬	450年程前、島津日新公の戦勝の祈願がけが始まりとされている。

③ 古くからの温泉街や新たな温泉施設

「湯之元温泉」や「吹上温泉」は、古くから温泉地として人々の交流が図られており、現在も日帰りや滞在型観光の大きな資源となっています。また、近年、各町で温泉施設も建設され、このような温泉資源を活用した観光・交流の拡大が期待されます。

(2) 立地条件

① 県都鹿児島市に隣接する地理的優位性

新市は、その東側で県都鹿児島市と隣接し、ベッドタウンとして定住が進んでいる地域がみられ、今後も立地を生かした定住促進や企業誘致が図られる可能性を秘めています。

② 人・物の交流に優れた交通アクセス

新市を東西に走るJR鹿児島本線、平成16年3月に開業した九州新幹線を始めとして、南九州西回り自動車道のインターチェンジ（IC）を有しているほか、国道3号、国道270号を基幹道路として、これら基幹道路に県道や町道が接続しているなど、人・物の交流に優れた条件を備えています。

(3) 近年の動向

① 本県農業の総合的開発拠点「県農業開発総合センター」

本県の「21世紀新かごしま総合計画」における主要プロジェクトとして、吹上・金峰地域において「県農業開発総合センター」の整備が進められています。これにより農業大学校や農業関係試験場（耕種部門）が同センターに再編整備され、鹿児島県の農業の総合的な拠点として位置づけられます。今後、農業技術の開発や担い手の育成など、基幹産業である農業振興に大きく貢献するものと期待されます。

2 課題

(1) 過疎化・少子高齢化への対応

本地域は、将来的にも過疎化・少子高齢化が進行していくことが予測されることから、新市においては、定住促進や交流人口の拡大など地域バランスを考慮した一体的なまちづくりや子供を産み育てる環境づくりが必要です。

(2) 吹上浜の一体的な活用

吹上浜は南北に約45kmと長く、サーフィンや魚釣り、地引き網などに多くの来訪者があり、マリレジャー施設の整備も進められていますが、一体的に活用するまでには至っていないのが現状です。

新市においては、この最大の観光・交流資源である吹上浜の保全・再生に努めながら、有効に活用していくことが必要です。

(3) 住民の生活圏の拡大や新市の一体性の確保

新市における道路体系は、更なる利便性の向上を図るため、広域・域内や旧町間・主要施設間を接続する道路を整備する必要があります。

また、公共交通体系については、民間事業者により鹿児島市から新市内各地域への路線がありますが、地域間の公共交通機関は不十分であります。新市においては、高速交通体系や鹿児島市とのアクセスの向上や新市内の公共交通体系の確立を図ることにより、住民の生活圏の拡大や新市の一体性の確保に努めることが必要です。

(4) 産業振興と雇用の場の確保

新市における第一次産業の就業人口は年々減少傾向にあり、また就業者の高齢化や後継者不足により、生産力や地区の活力低下が懸念されます。また、企業誘致は近年の経済状況の悪化等によりほとんど進んでいない状況です。商業についても、県都鹿児島市をはじめとする周辺の都市部への購買力の流出が見られています。

新市においては、県農業開発総合センターとの連携等による農業振興をはじめ、更なる企業誘致、魅力ある商店街づくりなど産業振興と雇用の場の確保が必要です。

(5) 新市内外との連携

住民の日常生活における活動圏域は、鹿児島市や串木野市、加世田市などの北側や南側に位置する周辺の都市部との関係が深い状況にあります。

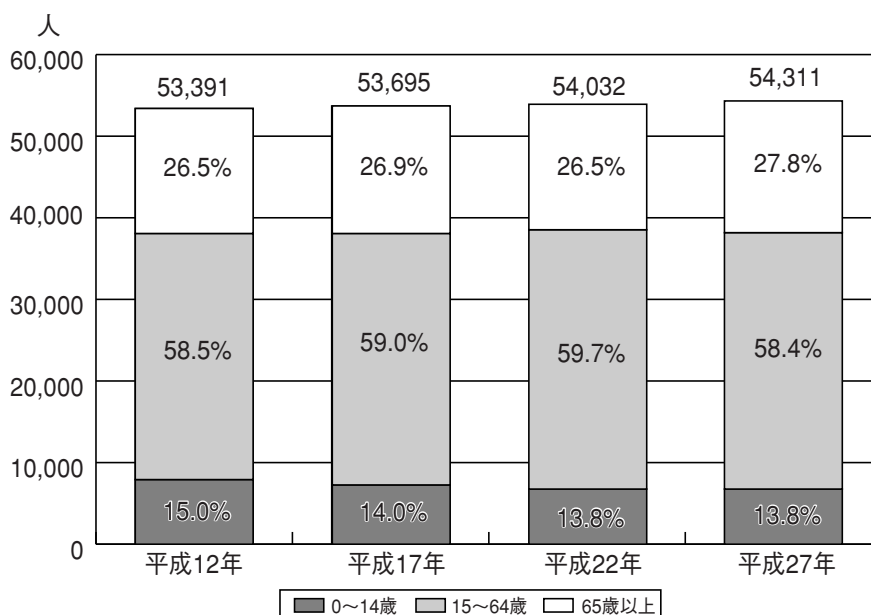
新市においては、様々な分野において地域間の連携を推進するとともに、新市外との連携による広域的まちづくりが必要です。

第3章 主要指標の見通し

新市の将来推計人口は、合併後も僅かずつ増加することが予測されます。この増加傾向はその後も続き、平成27年には54,311人となり、平成12年と比較すると、920人（1.7%）増加すると予測されます。

年齢階層別の構成比をみると、年少人口（0～14歳）は下降、生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばい、老年人口（65歳以上）は緩やかに上昇しています。

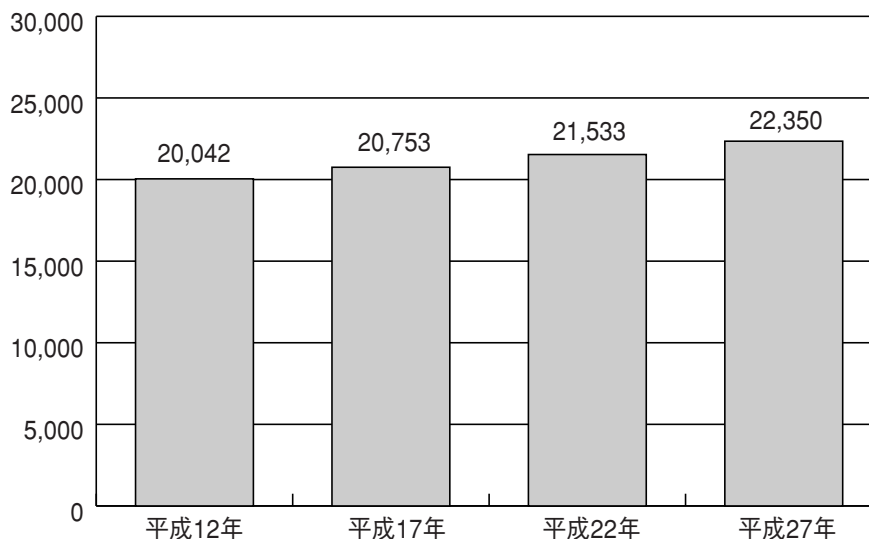
図表3-1 新市の人口の将来予測



注) 平成12年は国勢調査、平成17年以降は人口問題研究所の簡易人口推計システムによる推計値で、小数点以下を四捨五入するため、構成比の合計は100%にならないこともある。

また、新市の世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加に伴い、今後も増加することが予測されます。平成27年には22,350世帯となり、平成12年と比較すると、2,308世帯（11.5%）増加すると予測されます。

図表3-2 新市の世帯数の将来予測



注) 平成12年は国勢調査、平成17年以降は人口推計をもとにした推計値

図表 3-3 新市の将来推計人口

単位：上段：人、下段：5ケ年の増減率

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	53,391 (100.0)	53,695 0.6%	54,032 0.6%	54,311 0.5%
東市来町	13,623 (100.0)	13,492 -1.0%	13,330 -1.2%	13,090 -1.8%
伊集院町	23,961 (100.0)	25,165 5.0%	26,394 4.9%	27,601 4.6%
日吉町	5,934 (100.0)	5,714 -3.7%	5,509 -3.6%	5,312 -3.6%
吹上町	9,873 (100.0)	9,324 -5.6%	8,799 -5.6%	8,308 -5.6%

注) 平成12年は国勢調査、平成17年以降は人口問題研究所の簡易人口推計システムによる推計値

図表 3-4 新市の将来推計高齢化率

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢化率	26.5%	26.9%	26.5%	27.8%
東市来町	31.5%	32.5%	32.6%	34.1%
伊集院町	18.2%	19.2%	19.7%	21.8%
日吉町	33.2%	33.4%	32.2%	33.1%
吹上町	35.6%	35.7%	33.9%	34.6%

注) 平成12年は国勢調査、平成17年以降は人口問題研究所の簡易人口推計システムによる推計値

図表 3-5 新市の将来推計世帯数

単位：上段：世帯、下段：5ケ年の増減率

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯総数	20,042 -	20,753 3.5%	21,533 3.8%	22,350 3.8%
東市来町	5,276 -	5,399 2.3%	5,518 2.2%	5,611 1.7%
伊集院町	8,344 -	9,077 8.8%	9,875 8.8%	10,725 8.6%
日吉町	2,374 -	2,353 -0.9%	2,337 -0.7%	2,323 -0.6%
吹上町	4,048 -	3,924 -3.1%	3,803 -3.1%	3,691 -2.9%

注) 平成12年は国勢調査、平成17年以降は人口推計をもとにした推計値

第4章 新市建設の基本方針

第1節 基本理念

地理的特性と歴史や自然との調和を生かした ふれあいあふれる健やかな都市づくり

新市は、県都鹿児島市に隣接しており、日常生活においても鹿児島市と深いつながりがあります。また、近年、南九州西回り自動車道の伊集院インターチェンジが開設され、周辺の道路整備も徐々に進んできています。さらに平成16年3月には九州新幹線（鹿児島中央駅～新八代駅間）が開業するなど、広域移動における利便性が日毎に向上しています。

このような状況を踏まえ、新市が一体となって、新たな地域づくりを展開するうえで、最も生かすべき条件は「60万都市に隣接する地理的特性」と言えます。今後、県都の西隣に位置するという地理的な優位性を最大限に生かしながら、産業の振興を図るとともに、より一層交流の輪を広げることで、定住人口の拡大を図ることが期待されます。

また、新市は、壮大でロマンに満ちた歴史的、文化的遺産に加え、白砂青松の日本三大砂丘「吹上浜」や東シナ海、さらには優れた泉質を誇る温泉など、古の情緒と安らぎに満ちた貴重な資源を数多く抱えています。

このため、これらの恵まれた資源を活用し、市民が心身ともに健やかに過ごせるまちづくりを目指すとともに、拠点となる施設づくりや長期滞在が可能となる受け入れ体制の整備に努めることによって、集客力の向上を図り、魅力ある観光地づくりを進めていきます。

さらに、効率的で収益性の高い営農を確立するための広域的な農業基盤の整備をはじめ、作物のブランド化と体験農業等を中心としたグリーン・ツーリズム*の展開や、豊かな海の恵みを活用した水産業の振興、魅力あるにぎわい空間の創出などに努め、新市内の一体的浮揚・発展を図っていきます。

このほか、市制施行に伴う規模拡大の効果を発揮しながら、各地域の有する資源を総合的に活用することにより、企業誘致の促進や交流人口の増加を図り、さらに財政基盤を強化することで、公共施設等の効率的な整備や活力あるまちづくりを一層推進していきます。

以上のことから、新市のまちづくりの基本理念を「地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくり」とします。

*グリーン・ツーリズム→主に都市住民が農村に滞在して、農業体験や農村での生活を通じて、伝統文化、自然等にふれるとともに、地域の人々と交流することを目的とした余暇活動。

第2節 まちづくりの基本方向

豊かな自然環境を生かしたふれあいと安らぎのある健やかなまちづくり

新市は、白砂青松の日本三大砂丘「吹上浜」や東シナ海など、美しい景観に恵まれています。この豊かな自然環境を生かし、心身ともに健やかに過ごせるふれあいと安らぎのあるまちづくりを進めます。

地理的特性を生かした魅力あるまちづくり

新市は、県都鹿児島市と隣接しており、日常生活においても深いつながりがあります。この地理的特性を最大限に生かしながら、産業の振興と定住人口の拡大を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

古のロマンが織りなす歴史と文化のまちづくり

新市は、壮大でロマンに満ちた歴史的、文化的遺産を数多く有しています。これらの資源を有機的に連携し、拠点となる施設づくりなどに努めることによって、歴史と文化のまちづくりを進めます。

地域資源の持つ可能性を生かした個性ある産業振興のまちづくり

新市は、豊富な歴史的・文化的遺産や自然資源に加え、県農業開発総合センター等の新たな産業基盤が整備されつつあります。これらの地域資源を効果的かつ一体的に活用することで、地域の特性を生かした農業、林業、水産業、観光等の展開を図るとともに、新たな産業を育成し、個性ある産業振興のまちづくりを進めます。

第3節 土地利用方針

新市の土地利用は、自然・社会・経済・文化などの諸条件に十分配慮し、新市内の調和を図りながら、長期的展望に基づき、適正かつ合理的に行うものとします。

(1) 都市地域

都市地域は、都市計画法により、新市の行政区域面積の約31.1%を占める7,862haが都市計画区域に指定されています。

この地域については、土地区画整理事業などの導入による良好な都市環境の整備を進め、機能的な都市基盤の形成を図ります。

(2) 農業地域

農業地域は、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）により、新市の行政区域面積の約83.1%を占める21,020haが農業振興地域に指定されています。

この地域については、土地改良、農用地造成等による農業生産基盤の整備を進め、効率的な利用と生産性の向上を図ります。

(3) 森林地域

森林地域は、森林法により、新市の行政区域面積の約58.6%を占める14,816haが森林地域に指定されています。

この地域については、森林のもつ多面的な機能を総合的に発揮できるよう、必要な森林の確保と整備を図ります。

(4) 自然公園地域

自然公園地域は、自然公園法により、新市の行政区域面積の約5.7%を占める1,430haが自然公園区域に指定されています。

自然公園は優れた自然の風景地であり、その利用を通じて市民の保健、休養に役立つものであることから、適正な利用を進めます。

図表4-1 新市の土地利用区分

	【都市計画法】		【農振法】		【森林法】			【自然公園法】			行政区域面積
	都市地域		農業地域		森林地域			自然公園地域			
	都市計画区域	うち市街化区域等(用途地域)	農業振興地域	うち農用地区域	森林地域	うち国有林	うち民有林	自然公園区域	うち特別地域(第1～3種)	うち普通地域	
面積 (ha)	7,862	689	21,020	3,074	14,816	1,975	12,855	1,430	690	740	25,297
構成比	31.1%	-	83.1%	-	58.6%	-	-	5.7%	-	-	100.0%

資料：土地対策の概要（平成16年10月、数値は平成16年3月31日現在）

注：指定地域の重複があるため、構成比の合計は100%にならない

第4節 分野別の振興方向

1 社会基盤（どこに住んでいても不便を感じない都市基盤づくり）

ユニバーサルデザイン*の概念のもとで、道路・交通網の充実に加え、きめ細かい情報・通信網や市街地整備を図ることで、老若男女を問わず、また、障害のあるなしに関わらず、全ての人々がどこに住んでいても不便を感じず、快適に居住できる地域づくりを進めるとともに、新市にふさわしい魅力ある都市環境づくりを進めます。

(1) 道路・交通：市内外の移動を円滑に進める道路・交通網の確立

道路網については、旧町間を結ぶ幹線道路の整備充実に加え、渋滞緩和のためのバイパス道路や高速交通へのアクセス道路、生活道路の整備などを進め、市内での移動を円滑にし、災害時にも対応できる道路網を確立します。また、鹿児島市と結ぶ幹線道路の整備を進め、通勤の利便性向上や観光・交流の促進を図ります。

このほか、「吹上浜サイクリングロード」、「歩きたくなる道づくり」等の整備や市街地の道路のバリアフリー化など、人や自転車等が利用しやすい道づくりを進めます。

交通網については、バス路線の再編促進や地域内循環バスの拡充などにより、市内移動における利便性の向上に努める一方、JRの便数拡大や高速バス、深夜バスの運行等における市外との交通アクセスの整備・充実に努めます。

(2) 情報・通信：地域間の格差を解消するきめ細かい情報通信網の整備

情報・通信網については、教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を実現するため、本所・支所間をはじめとする学校、図書館、公民館などの公共施設を高速な情報通信ネットワークで結び、どの地域においても情報が確実に入手でき、均一な行政サービスを受けられるような体制づくりを進めます。また、郵便局等公共性の高い機関との情報通信ネットワークを整備することにより、市民に対するサービス拠点の拡充を図ります。

市内の情報・通信基盤については、携帯電話のサービスエリアの拡充や光ファイバー網の整備などを進め、情報格差の解消を進めます。あわせて、情報・通信技術についての教育や事業者等の情報化投資に対する支援などを進め、情報・通信基盤の活用を促進します。

(3) 市街地整備：新市にふさわしい魅力ある市街地の形成

各地域の市街地については、都市計画の推進や中心市街地活性化事業の導入等により、新市にふさわしい魅力ある市街地づくりを進めます。特に観光・交流の拠点となる地区については、新市の観光イメージにあった街並み整備等を進めます。

また、既存の市街地整備とあわせ、道路整備や住宅・宅地開発により発展が期待される地域については、新たな商業集積を含めた新市街地の形成に向けて取り組みを進めます。

*ユニバーサルデザイン→ 1990年にノースカロライナ州立大学のロン・メイス氏が「出来る限り最大限全ての人に利用可能であるように、製品、建物、空間をデザインすること」と定義もの。バリアフリーが「存在する障害・障壁を除去する」という意図があるのに対して、ユニバーサルデザインは「最初から全ての人に対して障害・障壁を感じさせない」ことを意図している点が異なる。

2 生活環境（自然環境と調和する豊かな暮らしづくり）

ごみ処理や生活排水対策などの総合的な環境対策を進めるとともに、自然環境の保護の観点から貴重な財産である吹上浜等の豊かな自然環境を守り、育みながら、自然と調和する暮らしを実現します。

(1) 上水道：良質の水を安定的に供給する体制の確立

上水道については、水源の確保や涵養林の育成に努めるとともに、施設の統合ならびに共同利用を進め、安定した水の供給を図ります。また、水質検査体制を強化し、水道管等の計画的な敷設替えを進め、水質の安全性確保に努めます。

施設の維持管理については、早急に管理の一元化を図る一方、将来的な民間委託の検討を含め、効率的な管理運営体制への移行を進めます。

上水道未普及地域については、飲用水供給施設の整備に努めます。

(2) 住宅・公園：地域環境にあった多様な居住空間の整備

住宅・宅地については、民間活力の導入を積極的に進めながら、温泉付き住宅や農園付き住宅など、各地区の特性にあわせた個性ある住宅・宅地の供給を促進します。公営住宅等については、需要の多い地域での老朽住宅の年次的更新や、過疎地域を中心に、高齢者用、単身者用など各地域のニーズにあった多様な公営住宅等の整備を進めるとともに、PFI*方式などの民間活力を利用して供給力の拡大を図ります。

公園については、各地域にある公園の有効利用を図りつつ、住民交流の拠点となっている公園や農業体験等ができる農業公園の整備を進めます。また、子育てや高齢者の交流等に利用できる小規模な公園も併せて整備します。

公園の維持管理については、シルバー人材センター*の活用を図るとともに、住民参加型の管理方式を導入し、里親管理制度*等の効率的な運営を進めます。

* PFI→Private Finance Initiative（プライベート ファイナンス イニシアチブ）の略。従来公共部門によって進められてきた社会資本等の整備を、民間事業者の資金やノウハウ等を活用して効率的・効果的に進める手法のこと。

* シルバー人材センター→高齢者に地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする団体のこと。

* 里親管理制度→道路や公園等の公共施設の一部の区域や空間を「養子」とみなして、住民や団体、企業等が「里親」となり「養子」となった施設の一部（区域等）を責任をもって保守管理をしていく制度のこと。

(3) 快適生活環境：資源循環型社会の構築と生活環境の保全

ごみ処理については、分別回収の徹底によるごみ排出量の削減に努めるとともに、リサイクルセンターによる再資源化を推進します。

生活排水処理については、公共下水道や農業集落排水、浄化槽など、地域の状況に合わせた施設整備を推進します。また、し尿処理については、串木野・市来・東市来衛生処理組合や薩南衛生処理組合との協議を行ないながら、両施設の有効活用、新しい処理技術や処理方法の導入、さらに独自の処理施設の整備も含めて早急に検討します。

騒音・振動、悪臭などの環境保全対策を強化し、良好な住環境の維持・向上を図るとともに、快適な住環境維持のため、河川清掃や沿道の美化など、市民と行政が一体となった取り組みを推進します。

(4) 自然環境：自然を守り、育むための環境対策の強化

自然環境については、防砂林の保全や海岸線の美化、ウミガメの保護活動など、吹上浜の環境対策の充実を図ります。また、河川の親水機能や森林空間への環境学習機能の整備などを行い、身近に自然にふれられる環境づくりを進め、自然環境の保全に対する市民の意識啓発を図ります。

また、環境にやさしい地域づくりとして、公共施設などへの新エネルギーや省エネルギーの導入を促進するとともに、市民や事業者に対する意識の啓発を推進します。

(5) 火葬場（斎場）：住民ニーズに対応した火葬場の設置・運営

火葬場については、一部事務組合との協議を行いながら、西薩火葬場組合で管理する串木野市の火葬場や、薩南火葬場組合で管理する加世田市の火葬場の有効利用などをはじめ、住民のニーズの把握や周辺環境への配慮のもとに新市での火葬場の整備を検討します。

(6) 消防・防災等：緊急時に対応できる消防・防災体制の確立

消防については、新市の行政組織の直轄事業として編成することとし、消防と救急の緊急時に対応した体制を作る一方で、他地域の消防組合等との連携を図ります。また、消防機器の整備充実と消防団の充実を図ります。

防災については、治山・治水対策を進めるとともに、防災行政無線の管理運用の統合を図ります。また、自主防災組織の育成や情報通信技術を活用した防災体制の整備充実を図ります。

(7) 交通安全・防犯、消費生活等：子供から高齢者まで安全で安心して暮らせる地域社会の確立

交通安全については、歩道の整備や危険箇所等への交通安全施設等の整備を進めるとともに、子供や高齢者を中心に交通安全に対する教育・普及活動を充実します。

防犯については、防犯灯などの設置や犯罪防止に配慮した環境設計を行うなど、犯罪被害に遭いにくい街づくりを推進するとともに、関係機関・団体との連携を強化し、各地区での防犯体制づくりを進める一方、防犯に対する教育・普及活動を推進します。特に、子どもの安全が脅かされていることから、地域・自治体・学校等が一体となり、子どもの安全を確保する施策を推進します。

消費生活については、消費者苦情等に対する相談体制を整備・充実するとともに、消費者情報の提供などの取組を推進します。

3 産業経済（自然風土や産業基盤を生かした活力ある産業群の育成）

自然、文化、産業拠点などの地域資源を効果的に活用しながら、産業支援体制の強化や産業間の連携を進め、農林水産業や地域産業の高度化を図ります。また、鹿児島市に隣接する地理的条件や発達する交通網を生かした新たな産業の誘致・育成に向けた取り組みを進めます。

(1) 農林業：支援体制の強化による高付加価値農業の推進

農業については、都市近郊農業や永吉ダム等を利用した水利用型農業など、地域の条件を生かした農業を推進するとともに、畜産の環境対策に対する支援や耕種農家との連携を図りながら、環境保全型農業を進めます。

生産基盤については、広域的な農地の流動化による規模拡大や施設投資の促進を図るとともに、農道等の基盤整備を進めます。

農業振興の支援体制については、農業公社を農業・農村活性化支援センター（仮称）へと強化することで、就農支援や農作業受委託等に加え、人づくり、後継者育成を図り、試験研究、技術支援等の機能を持つ総合的な営農支援体制を構築し、認定農業者の規模拡大ならびに法人化を進めます。あわせて、研修圃場等の整備や農業関連の事業所等の誘致を進め、県農業開発総合センターとの連携を強化します。また、生産部会等の活動の促進により、農林産物のブランド化を図るとともに、農業経営の効率化・健全化及び担い手農家の育成を推進します。

流通面では、情報通信技術の活用や流通業者との連携強化による産直体制の拡充など、多様な流通網の確立に努める一方で、産直施設の充実及びネットワーク化や給食事業との連携などを進め、地産地消の体制づくりを進めます。

農村づくりについては、観光農園や貸し農園の整備、グリーン・ツーリズムの受け入れ体制の確立など、都市に隣接する条件を生かした都市農村交流事業を積極的に推進する他、女性の農業経営参画や農業関連活動への参画を促進します。

林業については、森林組合を中心に森林の保全・育成に努めるとともに、林道・作業道等の整備や高性能林業機械の導入による効率化を図ります。また、木材や竹を利用した加工製品の商品化や葉物等の新たな特用林産物の導入を進め、生産性の向上を図ります。

(2) 水産業：水産資源の持つ多様な価値を生かした水産業の振興

水産業については、種苗放流や魚礁の設置を進めるとともに、海砂採取への対応や生活排水処理対策の推進など、海岸線及び水質の保全に総合的に取り組み、水産資源の保護・育成に努めます。また、漁港については、漁港整備をはじめ、水揚げや加工・流通施設を充実し、機能強化を図ります。

また、産直施設や観光関連施設との連携により産地直売体制を確立するとともに、体験漁業やマリレジャー機能の導入を進めるなど、吹上浜の観光・レジャーと連携した水産観光を振興します。

(3) 工業：活力に満ちた個性的な地域企業の育成

地域企業の振興については、農林水産業と一体となった物産展の開催など、販売促進に対する支援を行うとともに、情報化投資等の生産性向上に向けた取り組みに対する支援を充実します。また、異業種間での交流を進め特産品開発等を促進するとともに、地域企業の新分野進出や新製品開発に対する支援を行うなど、活力ある地域企業の育成を図ります。

薩摩焼、日置瓦、焼酎などの伝統産業については、各生産組合等との連携のもとで、販路開拓をはじめ、後継者の確保・育成を図ります。

企業誘致については、情報提供や住宅斡旋など、企業の進出及び定着に向けた協力体制や誘致体制を強化し、電子部品産業を中心とする産業集積を図ります。また、農業・農村活性化支援センター（仮称）等との連携を図りながら、農業・食品・バイオテクノロジー*関連企業の誘致を進めます。

(4) 商業・サービス業：都市的な魅力を持つ商業空間の創造

商業については、中心市街地活性化事業の導入等により、既存の商業地の面的整備を進めるとともに、商業者による一体的なソフト事業の展開や、都市型サービス業の導入、観光交流事業との連携を進め、集客力の向上を図ります。あわせて、経営基盤の強化や人材育成への支援を図ります。

また、道路整備や住宅・宅地開発とあわせて、商工会との連携を図りながら、新たな商業集積の可能性について研究します。

サービス業については、創業に対する支援制度の充実や行政改革の推進による需要喚起などを進め、福祉サービス等の地域に密着したコミュニティビジネス*に取り組む事業者の育成に努めます。また、情報・通信ネットワーク等の整備やSOHO*等への支援体制を充実し、ソフトウェア関連事業者等の創業や進出を促進します。

*バイオテクノロジー→生命工学。遺伝子の組換え、細胞融合等生物体の活動などを化学工業、環境の浄化、食糧の生産エネルギーの創出などに応用する技術。

*コミュニティビジネス→地域の資源（労働力、原材料、技術力等）を活用した、地域の需要を満たす小規模なビジネスを指し、利益の追求に加え、地域課題解決を目指すものと定義されている。実施主体として、民間非営利活動団体（NPO、企業組合、農業法人、有限会社、株式会社など）が考えられ、活動分野として、生活密着型ビジネス（介護サービス、家事サービス、子育て支援など）をはじめ、地域振興や資源循環型社会づくりなどがある。

*SOHO→スモールオフィス・ホームオフィスの略語。小規模な事業者や個人事業者のこと。また、事務所などを離れネットワークを利用して仕事をする形態もいう。

(5) 観光：自然・文化・産業を総合的に活用した体験型観光の推進

観光協会との連携を図りながら、日本三大砂丘「吹上浜」を核に、温泉や文化資源、伝統工芸、農林水産業等を活用した様々な体験ができる観光・レジャーを推進します。吹上浜については、海砂採取の適正化や養浜などの保全に努めながら、各種スポーツやマリンレジャー等の拠点としての機能充実や水産業を活用した観光の振興を図り、鹿児島市等からの日帰りレジャーの拠点として、またスポーツ合宿等を通じた交流拠点としての機能を高めます。

温泉を活用した観光については、温泉街の整備を進めるとともに、公共温泉施設の内容の充実を図り、集客力の向上を図ります。

歴史・文化を活用した観光については、薩摩焼関連施設や各地域の史跡・文化施設等の整備を図るとともに、ネットワーク化し、市内を回遊できるエコミュージアム*を推進します。また、流鏝馬、妙音十二楽、せつぺとべ、太鼓踊り等の伝統芸能等の一体的なPRなどを行い、伝統芸能のまちとしての魅力づくりを進めます。

さらに、観光農園や産直施設などのグリーン・ツーリズム施設の整備等を進めるとともに、各施設をネットワーク化し、農林水産業と連携した観光を進めます。

観光・交流の基盤については、国民宿舎等の拠点施設の充実を図るとともに、鹿児島市及び高規格幹線道路へのアクセス道路等の整備充実を図ります。また、南薩地域との一層の連携を図りながら、広域的な観光を推進します。

(6) 雇用・就労：世代に応じた多様な就労の実現

若年者の雇用・就労については、学校教育において職業体験などによる就労意識の高揚を図るとともに、県や公共職業安定所（ハローワーク）等関係機関との連携のもとで、派遣労働やパート労働など多種多様な求職者の価値観に対応した就業機会の創出を図ります。

中高年を中心とする再就職については、県や職業訓練センター等関係機関との連携のもとで、職業能力の向上を支援します。

高齢者の雇用・就労については、シルバー人材センターの機能を強化し、就労機会の創出を図ります。

障害者の雇用については、事業所への啓発を強化し、就業機会の創出を図ります。

*エコミュージアム→地域社会の人々の生活とその地域の自然を含む環境全体をそのまま保存し、展示することを通して当該地域社会の発展を目指す、現地保存型の野外博物館のこと。

4 保健医療福祉（子供から高齢者まで安心して暮らせるまちづくり）

ユニバーサルデザインの概念のもとで、各地域での保健体制を充実するとともに、病気、介護に対する予防事業を強化し、すべての市民が居住する地区でそれぞれの能力や状況に応じて、生涯を通じて健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、保健・医療・福祉の連携を強化し、必要な人が必要な時に必要なサービスが受けられるきめ細かい体制づくりを進めます。

(1) 保健・健康づくり：地域に密着した保健推進体制の構築

保健については、保健・医療・福祉に関する専門的な人材の拡充や、中核となる保健センターの整備と、既存の地域保健センターの機能充実を進め、地域での保健体制を強化します。また、各ライフステージに応じた保健事業については、地域保健センターを中心に地域に密着した形で展開します。さらに、学校保健・産業保健など多様な関係者による連携のとれた取り組みを進め、情報システムの整備・活用を図り、効果的な保健事業の推進に努めます。

市民の健康づくりについては、地域の健康づくり推進員活動を中心とした住民自らの健康づくりが展開できるよう、地域組織の構築・環境整備などを支援します。また、地域の特徴である温泉施設を利用した健康づくり活動などを通じ、市民が日常的に健康づくりに取り組めるまちづくりを進めます。

なお、これらの事業の基盤となる健康増進計画を策定し、計画的な推進を図ります。

(2) 医療：病気や介護に対する予防の充実

医療については、増大する医療費の適正化を図るため、医療機関や保健センター等と連携しながら健康の保持増進から病気の予防、診断、治療、リハビリテーションまでの包括的、総合的な保健・医療体制の充実に努めます。また、公立病院については、関係機関等との十分な協議を行い、経営形態を含めて検討するとともに、医師等の確保や診療科目の拡充等による機能強化を図り、地域医療ならびに介護予防の拠点として、その充実に努めます。

救急医療については、医師会や消防署など関係機関等との連携により、休日・夜間の初期救急医療体制、第二次救急医療体制の充実に努めます。

(3) 社会福祉：市民が相互に支え合う福祉のまちづくり

児童福祉については、延長保育や一時保育、障害児保育等の特別保育や療育の充実に努めます。また、日常的に利用できる公園の整備や、子育て支援センターを中心とした子育てグループの育成や相談体制の充実など、子育て支援の体制を強化します。

難病や障害者（身体・知的・精神）福祉については、福祉施設の拡充や障害者の社会参加に向けた取り組みを強化します。また、公共施設をはじめ公共性の高い施設等のバリアフリー化を促進します。

福祉の推進体制については、市への移行に伴い福祉事務所を設置するとともに、生活保護等の新たな業務への対応を図り、住民等の意見を反映しながら地域福祉計画を策定します。また、社会福祉協議会を統一し、体制を強化するとともに、新たな事業の導入による機能強化を図ります。さらに、ボランティア・NPOの積極的な育成を図り、民生委員を中心とした市民が相互に支え合う福祉のまちづくりを進めます。

(4) 高齢者福祉：きめ細かく質の高い高齢者福祉サービスの提供

将来の一層の高齢化に対応するため、各種施設の整備充実を図ることはもちろん、誰もが住み慣れた我が家で家族に見守られながらサービスを受けられるよう、在宅福祉にも特に力を入れて取り組みを進めます。

このうち、介護保険については、必要な高齢者が必要なサービスを確実に受けられるように、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、介護施設の整備促進ならびに多様な介護サービス事業者の育成に努めます。また、質の高いサービスが提供でき、適正な給付が実施されるように、基幹型在宅介護支援センターを設置し、介護認定の更なる適正化、介護サービスの評価体制の確立や事業のチェック機能の充実を図ります。

介護保険以外の高齢者福祉については、介護予防・生活支援や社会参加の機会の拡充に努めます。介護予防・生活支援については、高齢者ニーズの把握に努めながら新たなサービスを導入するなど、公的な在宅サービスの充実を図るとともに、介護予防拠点施設等の整備を進め、介護保険サービスの隙間を埋めるボランティア・NPOの育成や、地域における保健福祉システムの充実を図ります。また、産直施設等の充実やシルバー人材センターの体制強化による就労機会の拡充、小規模多機能施設（宅老所）の設置やイベントの開催等による交流の場の拡充、学校教育や生涯学習等との連携による高齢者の活躍する場づくりなどに努めます。

さらに、社会参加を促進するために、広域公共交通サービスの充実や市内循環バス等による利便性の向上を図ります。

(5) 子育て支援（児童福祉）：安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境づくり

男女共同参画社会の構築に対する市民や事業所等の理解を深め、性別にかかわらず、男女が協力して仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。

あわせて、出産や子育てに係る相談窓口の充実をはじめ、住民ニーズに応じた地域全体での子育て支援体制の強化や、母子保健や乳幼児医療等の充実を図ります。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づき、これらの施策を含め、子どもが健やかに成長できる環境づくりを一層推進することにより、少子化対策に取り組めます。

5 教育文化（特色ある地域文化を継承する風土づくり）

家庭や地域と十分連携した幼児教育や学校教育に努めるとともに、様々な体験活動や地域活動への参加等を通じて青少年の健全育成を図ります。

また、伝統芸能等を保存・継承・活用する体制づくりを強化するとともに、地域の自然や文化、産業等を活用した学習活動を充実し、多くの人々が地域文化に親しみ、地域文化を大切にすまちづくりを進めます。

(1) 幼児教育：人間形成の基礎となる幼児教育の充実

幼児教育については、教職員研修の充実や幼稚園・小学校の連携により、教育内容の充実を図ります。また、家庭や地域との連携による子育て支援における教育機能の充実を図ります。

(2) 学校教育：個性を育む教育環境の整備充実

小中学校については、校舎や体育館等の教育施設の整備を進めるとともに、パソコン機器等の設備の充実を図ります。

また、地域の人材活用や各種団体等との連携を進めながら、豊かな自然・文化・産業を生かした特色ある学校教育を進めます。特に、小規模校については、相互交流を推進するとともに、山村留学や特認校制度の充実を図ります。

高校については、県と連携しながら総合学科の導入・学科の再編成・学区のあり方等についての検討を行います。また、多様な学習機会を確保するために、高等教育機関の立地に向けた取り組みを推進します。

(3) 生涯学習：身近に学べる学習・スポーツ・レクリエーション体制の確立

生涯学習については、条例公民館の施設充実を図り、身近に利用できる学習施設の整備を進めるとともに、各地域の図書館等の情報ネットワーク化や設備・備品の共同利用を進めることにより、提供するサービス内容の充実に努めます。また、効率的な人材活用を図るとともに、高等教育機関等と連携し、多様な学習機会の提供に努めます。

スポーツ・レクリエーションについては、各地域の拠点施設の整備充実を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの設立を進めるなど、子供から高齢者まで幅広く参加できる体制づくりを進めます。また、拠点施設やサイクリングロード等を利用し、スポーツ合宿の拠点としてのまちづくりを進め、スポーツを通じた交流を推進します。

(4) 青少年の健全育成：心身共に健やかな次代を担う人材づくり

各種派遣研修事業や交流事業を強化するなど青少年の自主的な学習活動に対する支援を充実するとともに、社会奉仕体験活動や自然体験活動の場の創出を図ります。

また、学校週5日制の実施に伴い、休日の青少年の地域活動への参加や青少年団体の組織化を促進します。

さらに、関係機関との連携の下、青少年の規範意識の向上や立直り支援のための居場所づくり、青少年を取り巻く環境の浄化や非行の早期発見・早期防止のための相談体制や指導体制の充実を図ります。

(5) **文化：伝統を継承し、活用する仕組みの構築**

豊富な伝統芸能等については、基金造成等により自治会等での継承活動に対する物心両面からの支援を強化するとともに、映像化等による記録・保存活動を進め、教育活動や観光等への効果的な活用を図ります。

また、各地域における文化活動の拠点となる施設を整備するとともに、これらの施設の総合的なネットワーク化を図ります。

(6) **国際交流・地域間交流：地域内外で活躍する人づくり**

旧町での姉妹都市・友好都市などについては、新市において継承するとともに、新市の理念や資源をテーマとした新たな交流先の拡大を図ります。

また、姉妹都市・友好都市との交流イベントの開催や、小中高校生を対象にしたホームステイや交換留学、民間団体による各種交流など多様な交流活動を推進します。

(7) **人権教育の推進：人権を守り心の通うまちづくり**

人権に関する正しい認識を深めるため、地域・学校・行政などあらゆる場において人権教育活動を展開するとともに、積極的な人権問題の啓発や広報活動を行い、人権に対する市民の意識の高揚を図ります。

6 住民自治（地域の活性化を支える組織活動の充実）

住民自治組織については、青年、女性、高齢者等の各種組織の新市での統合を進めるとともに、各地域における組織の充実を図り、自主的な住民自治活動を支援します。

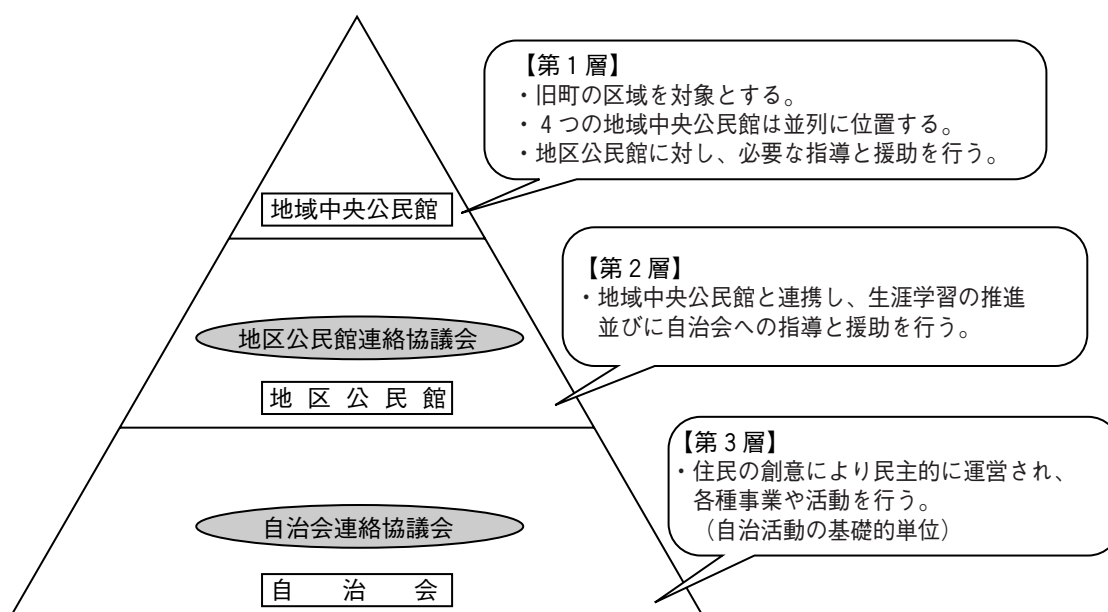
あわせて、住民自治活動の核となる人材の育成やボランティア・NPOなどの活動を促進します。

また、住民自治活動の拠点施設としての各地域・地区の集会施設の整備や学校施設の開放など既存施設の有効活用に努めます。

行政においては、新たに地域振興部門を設置するとともに、各種支援制度を創設し、住民による主体的な地域活動への支援体制を強化します。

自治会については、過疎・高齢化の進展により地域活動が困難になってきている自治会もあることから、地域の実情を踏まえながら、住民の主体的な取り組みを基に、小規模自治会等の再編を促進します。

図表4-2 新たな自治組織の構造イメージ



7 行財政（市民の満足度と効率化を両立できる体制づくり）

行政運営に市民が主体的に参画する仕組みづくりや市民が主役となるまちづくりを進めます。また、合併に対する支援措置を効果的に活用しながら、市民の満足度と効率的な行財政運営を両立できる体制づくりを進めます。

(1) 市民参画：市民が主役となるまちづくりの推進

行政情報については、情報公開条例に基づく情報公開制度の円滑な運用により、市民と行政の情報の共有化を図ります。

また、広報紙の充実のほか、地域説明会やインターネット等多様な手段による広報活動を推進するとともに、地域審議会の設置、アンケートの実施、インターネット上の電子会議室の設置等による多様な広聴手段を確立します。

また、男女共同参画社会の実現に努め、まちづくりにも男女が共に積極的に参画することを推進するとともに、市民参画の指針を定め、それに基づき、市民と行政との協働による地域振興計画の策定等を通して、市民の声を施策に反映させることに努めます。

さらに、公設民営による施設整備など、住民参加型の事業方式を積極的に導入し、市民が主体的に地域づくりに参画する仕組みづくりを進めます。

(2) 行政：質の高い行政サービスの効率的な運営

自治体運営の基本原則、理念、行政の基本ルールを明確化、具体化する自治基本条例を制定し、円滑な行政運営に努めます。

市民サービスについては、保健福祉や農業振興、都市計画等の専門的な職員の確保・育成に努めサービスの質の向上を図ります。また、電子自治体の構築を進め、在宅で各種申請や施設予約等ができるようにするとともに、郵便局等の公共性が高い機関との情報ネットワーク化により行政サービスを提供できる拠点を拡充し、市民の利便性向上を図ります。

行政組織については、管理部門を中心に合理化を図りながら、専門的な事業体制を確立するとともに、支所は保健福祉等の市民サービス部門を中心に体制の充実を図ります。なお、本所・支所ともに市民と直接接する各種の窓口業務については、取扱時間の延長等やすべての市民が気軽に利用できるような環境づくりを進めます。

また、職員体制については、新市の規模にふさわしい適正人員への円滑な移行とあわせて事務改善も進めながら効率的な整備を進めます。外郭団体等については、統廃合を進める一方で、施設等の維持管理のための公社等の充実を図ります。

さらに、事業の推進にあたっては、行政評価システムを導入し、施策の効果や市民の満足度等を十分に反映した行政運営を目指します。

(3) 財政：健全な財政運営に向けた取り組みの強化

歳入面については、合併に伴う各種財政支援措置を効果的に活用するとともに、使用料、手数料の見直しならびに統一を進め、歳入の安定確保を図ります。また、歳出面については、費用対効果に基づく重点的な投資を進めるとともに、各種サービスの外部委託や民間活力を活用した施設整備の推進などにより、行政改革も進めながら効率的な財政運営に努めます。

さらに、外部団体等を含めた総合的な財政指標の作成及び評価を実施しながら、財政の安定運営を図ります。

第5節 地域別の振興方向

1 東市来地域

【現状】

本地域は、鹿児島県を代表する伝統工芸である薩摩焼の産地・美山地区や優れた泉質を誇る湯之元温泉を有しており、観光交流の拠点となっています。また、近年は江口浜を中心にマリネレジャー愛好者が増えており、水産業の振興を図るための物産施設とあわせ、海浜を生かしたまちづくりを進めています。

一方で、湯之元温泉は施設整備や街並み整備の遅れから集客力が低下しており、その再生が課題となっています。また、観光交流施設が分散しており、周遊性をもたせるなどこれらの有機的連携が必要となっています。

こうした中、新市において、本地域は次のような方向で地域振興を進めます。

【振興方向】

- 美山地区の薩摩焼の里づくりを推進するとともに、生涯学習センター等との連携を図り、歴史・文化を生かしたまちづくりを進めます。
- 江口浜海浜公園及び国民保養センター「江口浜荘」の整備を推進するとともに、漁業関係者等との連携を図り、水産と観光が一体となった海洋レジャーの拠点づくりを進めます。
- 湯之元地区は、温泉街の風情を持つ温泉地としての再整備を推進するとともに、美山地区や江口浜、観光農園等との連携を図りながら観光交流滞在拠点としての機能強化を進めます。
- 地域農業の振興を促進するため、農業生産基盤の強化、地域資源循環型農業の推進、豊かな資源を生かしたグリーン・ツーリズム、農産物をはじめとする地産地消の推進を図り活力ある地域づくりを進めます。

【重点事業】

重点事業	関連する新市創生プロジェクト
●薩摩焼の里づくりの推進及び美山パーク・エリアの整備	史と景と文化のまちづくりプロジェクト
●湯之元地区の再開発整備	
●総合運動公園及び湯之元球場の整備並びに活用の促進	吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト
●江口浜海浜公園の整備	吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト
●国民保養センター「江口浜荘」及び周辺施設の整備	吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト
●地域資源循環型農業の推進	
●江口漁港を拠点とする水産業の振興	
●生涯学習センターの有効活用及び市来鶴丸城跡地の活用	史と景と文化のまちづくりプロジェクト

*新市創生プロジェクトについては、P 36以降に記載してあります。

2 伊集院地域

【現状】

本地域は、新市の区域において人口が最も多く、行政機関が集中しているほか、企業立地や商業集積も進んでおり、行政・経済活動の中心として、これまで自然と歴史を活かした「風格ある教育のまち」を基本理念にまちづくりが進められています。また、道路・交通網が発達し、交通の結節点となっているほか、鹿児島市と隣接するベッドタウンとしての機能も有しています。

一方で、鹿児島市への通過点にあることから慢性的な交通渋滞問題等を抱えています。また、商業や文化・レジャー、教育機関等の高度な都市機能は十分であるとは言えず、新市の市街地としての都市機能を高めることが求められます。

こうした中、新市において、本地域は次のような方向で地域振興を進めます。

【振興方向】

- 市街地整備にあわせた魅力ある商業空間の整備や、都市型サービスの導入や教育機関の誘致など、多くの市民が集まる市街地としての魅力づくりを進めます。
- 駅周辺の整備や渋滞緩和に向けた道路整備など、新市内の移動を円滑に進めるための交通拠点としての機能強化を図ります。
- 県都鹿児島市の近郊都市としての優位性を活かした、都市近郊農業の生産・流通整備を図ります。
- 住民の健康増進と自由時間の確保に努め、老若男女を問わず、健全に楽しめる、心と体をリフレッシュする場として、伊集院総合運動公園及び健康づくり複合施設ゆすいんの活用促進を図ります。

【重点事業】

重点事業	関連する新市創生プロジェクト
●中心市街地活性化事業等の導入による市街地の再整備	
●伊集院 I C 周辺の開発	
●渋滞緩和に向けた循環道路の整備	
●伊集院駅周辺の整備	
●下水道処理施設の整備促進	環境にやさしいまち推進プロジェクト
●妙円寺詣りの街路整備	史と景と文化のまちづくりプロジェクト
●お茶・いちご・畜産を中心とする都市近郊農業の振興と基盤整備	食と農の創造拠点整備プロジェクト
●伊集院総合運動公園の整備及び健康づくり複合施設ゆすいんの活用促進	吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト いきいきすこやか拠点整備プロジェクト

3 日吉地域

【現状】

本地域は、肉用牛・酪農などの畜産業が盛んです。地場産業としての日置瓦の生産や電子部品産業も立地しています。また「せつべとべ」に代表される伝統行事や史跡も豊富に存在しています。

一方で、過疎・高齢化は進行しており、その対応が求められています。また、新市の中央に位置する地理的条件の活用や、新市で唯一の公立病院を新市の貴重な地域資源として活用していくことも課題となっています。

こうした中、新市において、本地域は次のような方向で地域振興を進めます。

【振興方向】

- 新市の地理的な中央にある立地条件を生かし、公立病院を中心に、市全体の保健・医療・福祉・介護予防の拠点としての地域づくりを進めます。
- 高速交通体系やJR、空港等と結ぶ道路・交通網の整備充実を図り、住民生活の利便性向上を図るとともに、企業等の立地促進に努めます。
- サイクリングロードの整備や景観を生かした公園整備等を進め、交流による地域活力の向上を図ります。
- 肉用牛、酪農等畜産業の振興を図ります。
- 特産品の開発を積極的に進めます。

【重点事業】

重点事業	関連する新市創生プロジェクト
●南九州西回り自動車道等へのアクセス道路の整備	
●いきいきすこやかセンター（仮称）の整備	いきいきすこやか拠点整備プロジェクト
●夕日が丘公園（仮称）の整備	吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト
●サイクリングロードの活用及び拠点整備	吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト
●学習情報センター（情報学習館、図書館、歴史資料館の複合施設）の整備	史と景と文化のまちづくりプロジェクト
●畜産農家の後継者対策の推進	
●特産品の販売施設等の整備	
●指定介護老人福祉施設の充実	いきいきすこやか拠点整備プロジェクト

4 吹上地域

【現状】

本地域は、吹上浜や吹上温泉、森林空間等豊富な自然環境に恵まれると同時に、鹿児島市南部と隣接する恵まれた立地環境にあります。黒川土器で有名な黒川洞穴をはじめ縄文以来の史跡が豊富で、戦国時代薩摩・大隅・日向の三州を統一した島津氏中興の地であるとともに、薩摩琵琶発祥の地でもあることから、歴史と文化を生かすまちづくりが進められています。また、県農業開発総合センターが立地しており、基幹産業である農業の発展が期待されています。さらに、スポーツによるまち興しにも取り組んでおり、県内でも有数のスポーツ合宿等の拠点となっています。

一方で、本地域は、吹上浜や吹上温泉等の観光資源はあるものの、その活用がまだ十分に図れていない状況です。

こうした中、新市において、本地域は次のような方向で地域振興を進めます。

【振興方向】

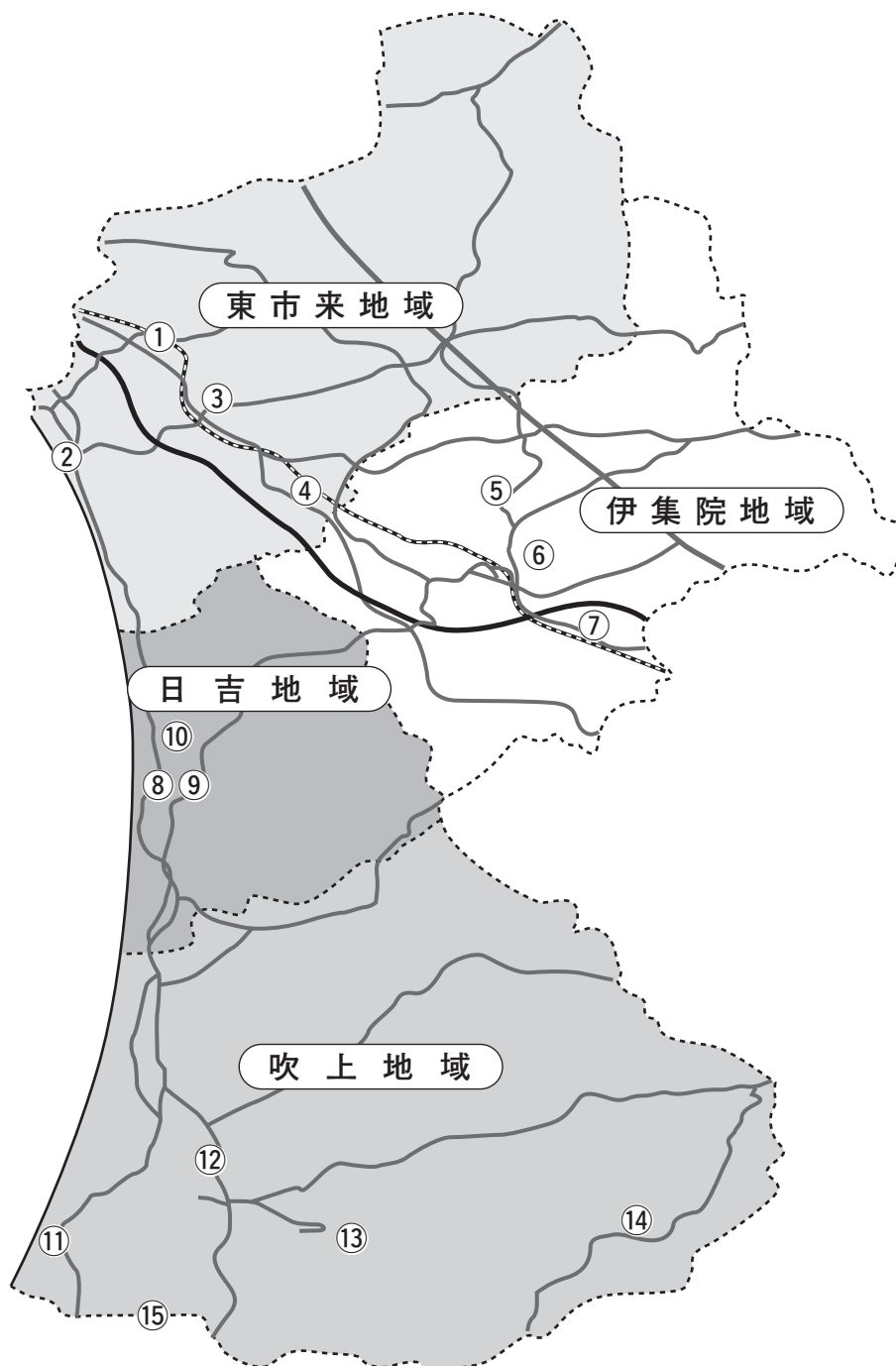
- 中心市街地の活性化と農村の持つゆとりの共生空間を生かした住環境の整備を進めるとともに、鹿児島市南部との道路・交通網を一層充実させ、本地域の特性を生かした定住促進を図ります。
- 県農業開発総合センターを核に、農業振興や農村交流のための拠点づくりを進め、農業・農村の活性化を図るとともに、関連産業の育成・誘致に努めます。
- 自然・歴史・文化・生活など他に誇れる豊かな資源を生かし、スポーツ施設や環境学習施設等の交流拠点の整備を進めるとともに、吹上温泉街の再整備を進め、都市住民等との交流を促進します。

【重点事業】

重 点 事 業	関連する新市創生プロジェクト
● 吹上温泉街の再開整備	吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト
● 森林空間を生かした林業体験・環境学習拠点の整備	環境にやさしいまち推進プロジェクト
● 吹上浜公園及びスポーツ交流拠点施設の整備と活用促進	吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト
● 吹上漁港並びに特産品施設などの整備による水産業の振興	
● さつま湖・正円池周辺や永吉ダム湖畔など水辺空間の整備	
● 伊作亀丸城、中島常楽院などの周辺整備による歴史を生かした地域づくり	史と景と文化のまちづくりプロジェクト
● 図書館施設を拠点に文化あふれ、ゆとりある空間を創出する市街地活性化及び環境整備	史と景と文化のまちづくりプロジェクト
● 農業・農村活性化支援センター（仮称）の設立と食と農の総合交流拠点の整備	食と農の創造拠点整備プロジェクト

第6節 新市の整備拠点

新市の主な整備拠点としては、次頁の箇所を予定しています。



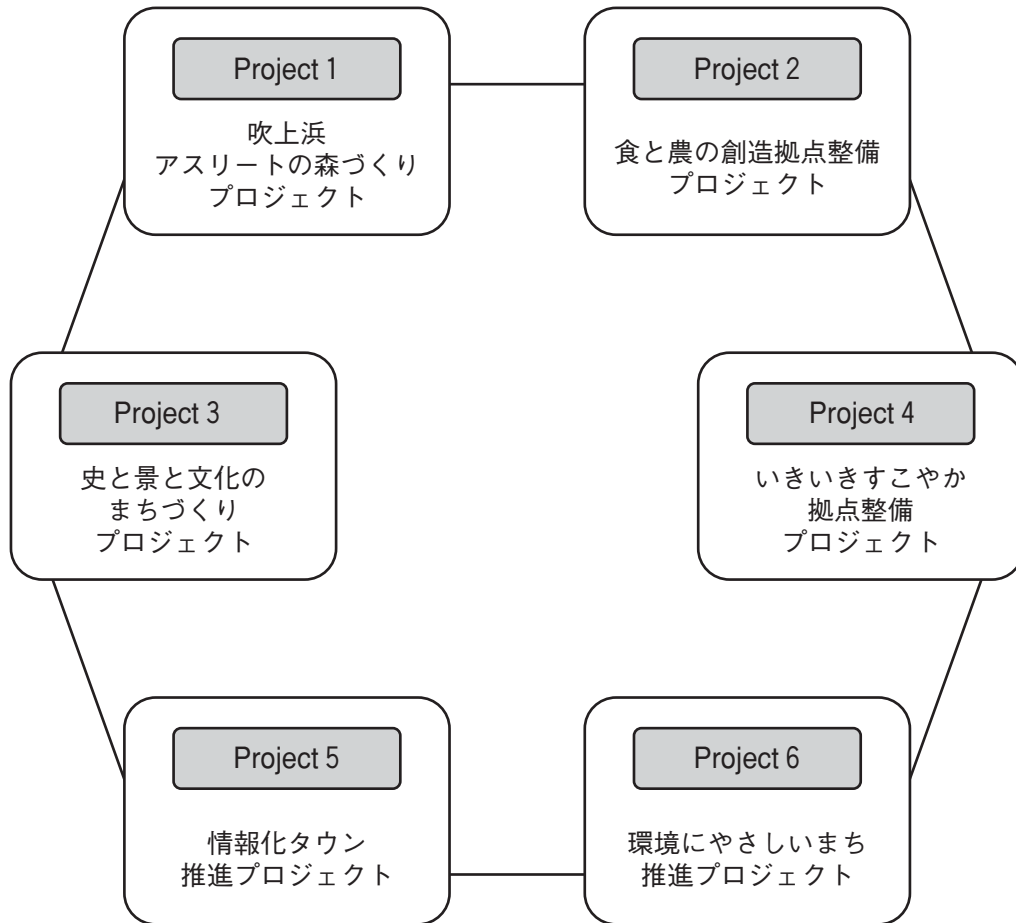
①	<ul style="list-style-type: none"> ●湯之元地区の再開発整備 ●総合運動公園及び湯之元球場の整備並びに活用の促進
②	<ul style="list-style-type: none"> ●江口浜海浜公園の整備 ●国民保養センター「江口浜荘」及び周辺施設の整備 ●江口漁港を拠点とする水産業の振興
③	●生涯学習センターの有効活用及び市来鶴丸城跡地の活用
④	●薩摩焼の里づくりの推進及び美山パーキング・エリアの整備
⑤	●伊集院総合運動公園の整備及び健康づくり複合施設ゆすいんの活用促進
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ●中心市街地活性化事業等の導入による市街地の再整備 ●渋滞緩和に向けた循環道路の整備 ●伊集院駅周辺の整備 ●下水道処理施設の整備促進 ●妙円寺詣りの街道整備
⑦	●伊集院 I C 周辺の開発
⑧	●サイクリングロードの整備及び拠点整備
⑨	<ul style="list-style-type: none"> ●いきいきすこやかセンター(仮称)の整備 ●学習情報センターの整備 ●特産品販売施設等の整備
⑩	●夕日が丘公園(仮称)の整備
⑪	●吹上漁港並びに特産品施設などの整備による水産業の振興
⑫	<ul style="list-style-type: none"> ●吹上浜公園及びスポーツ交流拠点施設の整備と活用促進 ●さつま湖・正円池周辺や永吉ダム湖畔など水辺空間の整備 ●伊作亀丸城、中島常楽院などの周辺整備による歴史を生かした地域づくり ●図書館建設を拠点に文化あふれ、ゆとりある空間を創出する市街地活性化及び環境整備
⑬	●吹上温泉街の再開発整備
⑭	●森林空間を生かした林業体験・環境学習拠点の整備
⑮	●農業・農村活性化支援センター(仮称)の設立と食と農の総合交流拠点の整備

第5章 新市建設の根幹となる事業

第1節 新市創生プロジェクト

新市の発展につながる中核的な事業として、次の6つの新市創生プロジェクトを掲げます。

図 新市創生プロジェクト



Project 1 : 吹上浜アスリートの森づくりプロジェクト

吹上浜の雄大な自然を生かしたスポーツ交流の中核組織や拠点整備を進めるとともに、周辺環境や宿泊施設等の関連するサービス体制の充実を図り、吹上浜一帯が市民やスポーツ競技者等であふれるスポーツの森づくりを進めます。

Project 2 : 食と農の創造拠点整備プロジェクト

農業・農村活性化支援センター(仮称)を設立し、農業振興や農村づくりを総合的に支援する体制づくりを進めるとともに、食と農を通じた総合的な交流拠点づくりを進め、都市農村交流の推進や食と農の情報発信、地域雇用の創出を図ります。

Project 3 : 史と景と文化のまちづくりプロジェクト

各地域に伝わる伝統芸能や伝統工芸など、豊富で多種多様な歴史・文化資源を未来へ伝承する仕組みを確立するとともに、市民や観光客等が「歴史文化のまち」を体験でき、実感できる史と景と文化のまちづくりを進めます。

Project 4 : いきいきすこやか拠点整備プロジェクト

市民の保健・医療・福祉の総合拠点として、いきいきすこやかセンター(仮称)を整備することにより、日吉町立病院の機能強化に努めるとともに、各地域保健センターとのネットワークの形成を図ります。

Project 5 : 情報化タウン推進プロジェクト

IT時代に対応できる情報通信基盤を整備するとともに、電子自治体の構築をはじめ、情報教育や企業の情報化支援などを進め、市民生活の利便性の向上や産業振興を図ります。

Project 6 : 環境にやさしいまち推進プロジェクト

吹上浜の環境保全に一体的に取り組むとともに、ごみの減量化・リサイクル、新エネルギー設備等の導入、環境学習拠点施設づくりを推進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

Project 1 : 吹上浜アスリート*の森づくりプロジェクト

吹上浜の雄大な自然を生かしたスポーツ交流の中核組織や拠点整備を進めるとともに、周辺環境や宿泊施設等の関連するサービス体制の充実を図り、吹上浜一帯が市民やスポーツ競技者等であふれるスポーツの森づくりを進めます。

●吹上浜スポーツ振興公社（仮称）の設立

吹上浜スポーツ振興公社（仮称）を設立し、スポーツ施設をはじめ、公園等の運営管理を行います。あわせて、スポーツイベントの開催や大規模スポーツ大会の誘致など、スポーツ振興に係る各種事業を展開します。

●総合的なスポーツ交流拠点の整備

既存の施設を活用するとともに、サッカー、野球等の球技や陸上、クロスカントリーなどの多様なスポーツができる総合的なスポーツ交流拠点を整備します。

●関連施設の整備充実

総合的なスポーツ交流拠点施設の整備とあわせ、クアハウス*的な温泉保養施設やスポーツリハビリテーション施設等、競技者ニーズに専門的に対応できる環境づくりを進めます。

また、宿泊機能については、吹上温泉街・湯之元温泉街の整備や国民保養センターの整備等や国民宿舎の改築等を進め、宿泊施設の充実を図るとともに、事業者と一体となって長期滞在のできるシステムを創設します。

●サイクリングステーションの整備

吹上浜サイクリングロードの整備をするるとともに、沿線に休憩機能や案内機能等を備えたサイクリングステーションを整備します。また、サイクリングロードと国道270号、各スポーツ施設を結ぶアクセス道路を整備します。

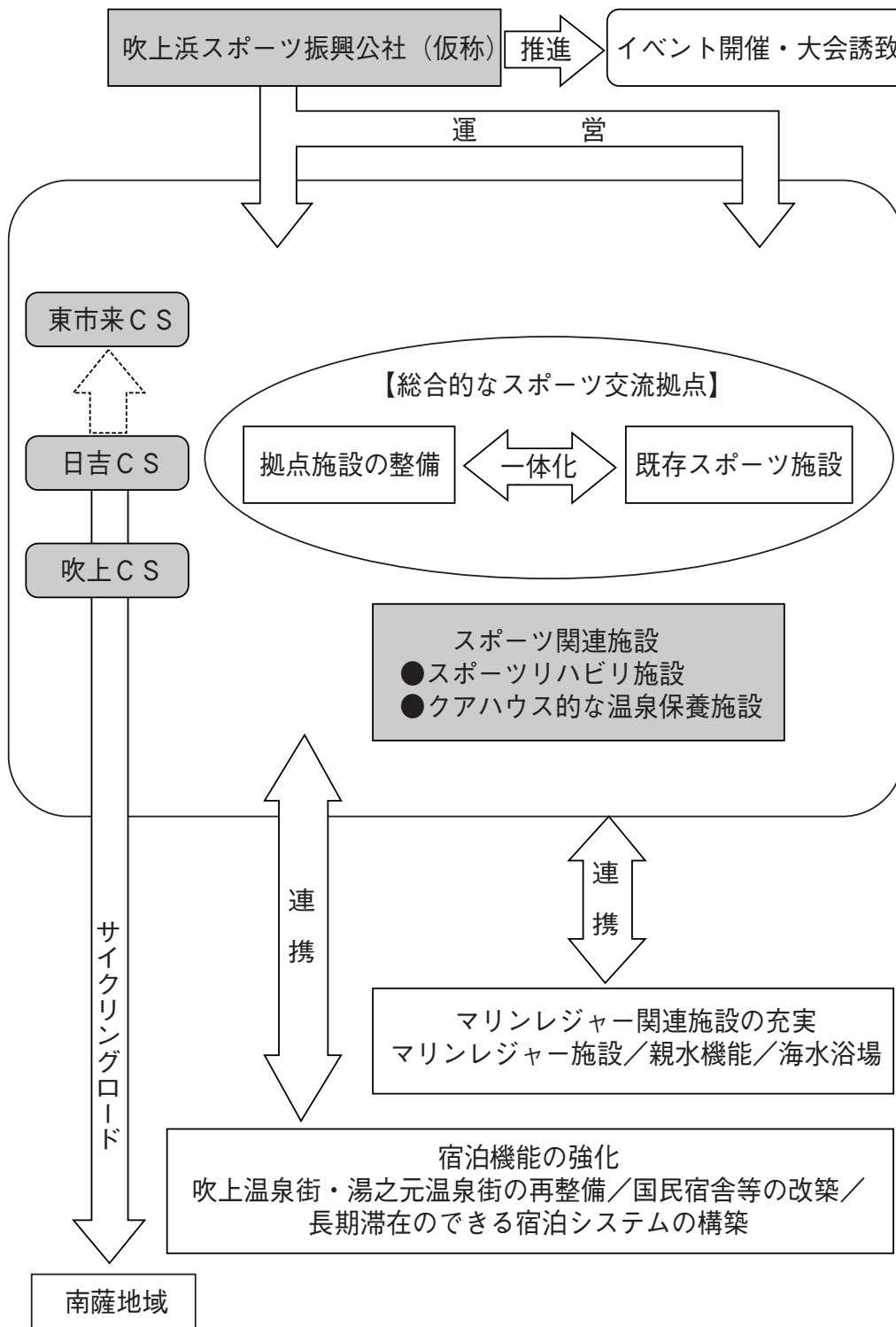
●マリンレジャー関連施設の充実

マリンレジャー関連施設などの整備を進めるとともに、海水浴場など、海に親しめる環境づくりを進めます。

*アスリート→競技者、運動選手、スポーツマンの意。

*クアハウス→保養と健康づくりのための科学的な温泉利用施設。入浴施設とスポーツ施設を備え、医学や生理学の専門家の指導により、個々の利用者に適したトレーニングを行う。

図表 5-1 吹上浜アスリートの森づくりの展開イメージ



Project 2：食と農の創造拠点整備プロジェクト

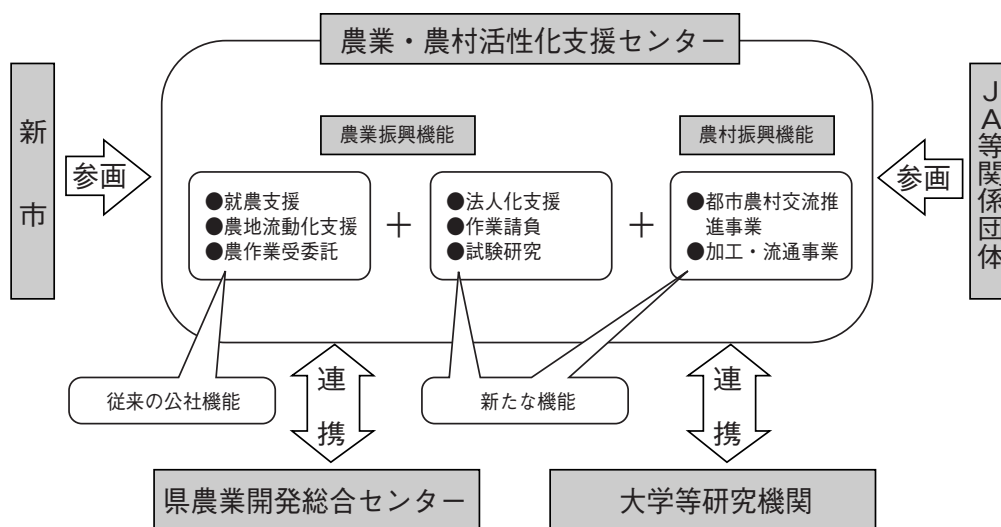
農業・農村活性化支援センター（仮称）を設立し、農業振興や農村づくりを総合的に支援する体制づくりを進めるとともに、食と農を通じた総合的な交流拠点づくりを進め、都市農村交流の推進や食と農の情報発信、地域雇用の創出を図ります。

●農業・農村活性化支援センター（仮称）の設立

既存の農業公社の組織の充実を図るとともに、従来の就農支援や農作業受委託等に加え、法人化支援や作業請負、試験研究等についても、県農業開発総合センターや大学等の研究機関との連携を図りながら取り組み、農業振興を総合的に支援する機関へと機能を高めます。

また、都市農村交流事業や加工・流通事業についての取り組みも進め、農村の活性化や農村づくり活動を支援する中核的な役割を担います。

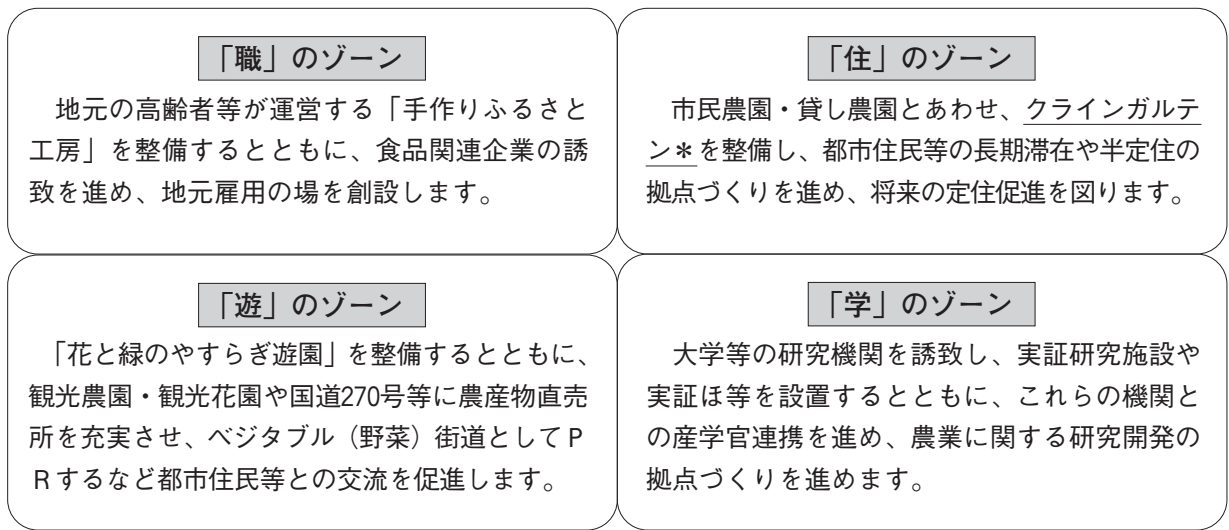
図表 5－2 農業・農村活性化支援センター（仮称）の事業展開



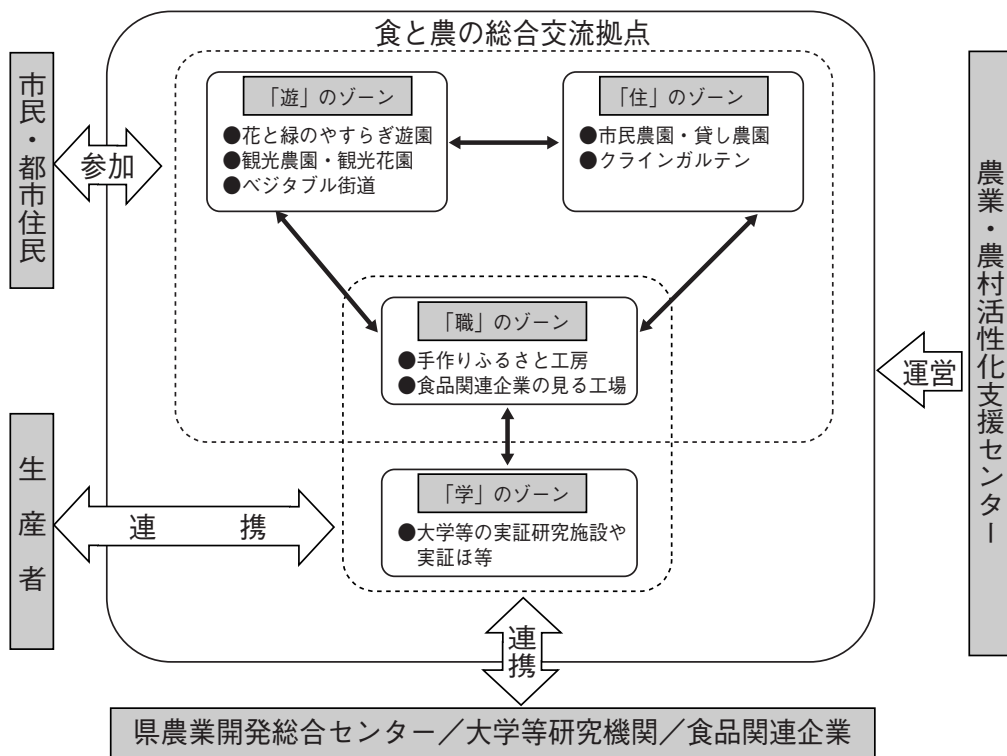
●食と農の総合交流拠点の整備

県農業開発総合センターに隣接する地域をはじめ、市民や市外住民が農業にふれ、また生産者等と交流できる、食と農をテーマとする交流拠点づくりを進めます。

あわせて、食品関連産業の立地を促進するなどして、雇用の場づくりに努めるとともに、大学等が立地するエリアを確保し、農業に関する研究開発の場とすることで、生産者の技術向上を図ります。



図表5-3 食と農の総合交流拠点の整備イメージ



●多様な生産主体の育成・誘致

農業構造改革特区の活用等により、株式会社等の参入を含めた多様な生産主体の育成・誘致を図ります。

*クラインガルテン～ドイツ語で小さな庭の意味。簡易宿泊施設のある滞在型市民農園。1区画ごとに休憩や簡易宿泊が可能な小屋（ラウベ）が設けられる。ドイツで19世紀前半に実施された失業救済事業の貸し農園が原型とされ、以後、都市住民の健康維持やレクリエーション、都市の緑化などを目的に普及・発展した。日本では1990年代初めから全国各地に誕生している。

Project 3：史と景と文化のまちづくりプロジェクト

各地域に伝わる伝統芸能や伝統工芸など、豊富で多種多様な歴史・文化資源を未来へ伝承する仕組みを確立するとともに、市民や観光客等が「歴史文化のまち」を体験でき、実感できる史と景と文化のまちづくりを進めます。

●歴史と文化の香り漂う街並みづくり

美山地区においては、伝統文化の趣が感じられる街並みづくりを進めるとともに、窯元等と一体となって作れる・見られる・味わえるなど、楽しく散策し、気軽に立ち寄れる「薩摩焼の里」づくりを進めます。あわせて、主要観光地と美山地区を結ぶ循環バスの運行等による回遊性の向上を図ります。

また、妙円寺詣りの経路については、灯籠等を用いた街路整備を進め、歴史の風情が感じられ、歩いて楽しい道づくりを進めます。

さらに、温泉街を風情のある街並みとして整備を進めるとともに、伊作亀丸城周辺については、「日新公を顕彰する中世島津氏の歴史散策地」として整備を進めます。

●伝統文化の伝承拠点の整備及び関連施設等との連携強化（エコミュージアム構想）

地域の代表的な伝統文化を常設で展示する伝承拠点施設を、学習施設等と一体的に整備し、伝統文化の継承の拠点として活用するとともに、観光や学習への活用を図ります。

また、展示品の相互利用や史跡等の案内板や解説などを充実させ、伝統文化の継承拠点と既存の学習施設や文化施設のほか史跡等の連携を強化し、地域全体を博物館と見立てる「エコミュージアム」構想として推進します。

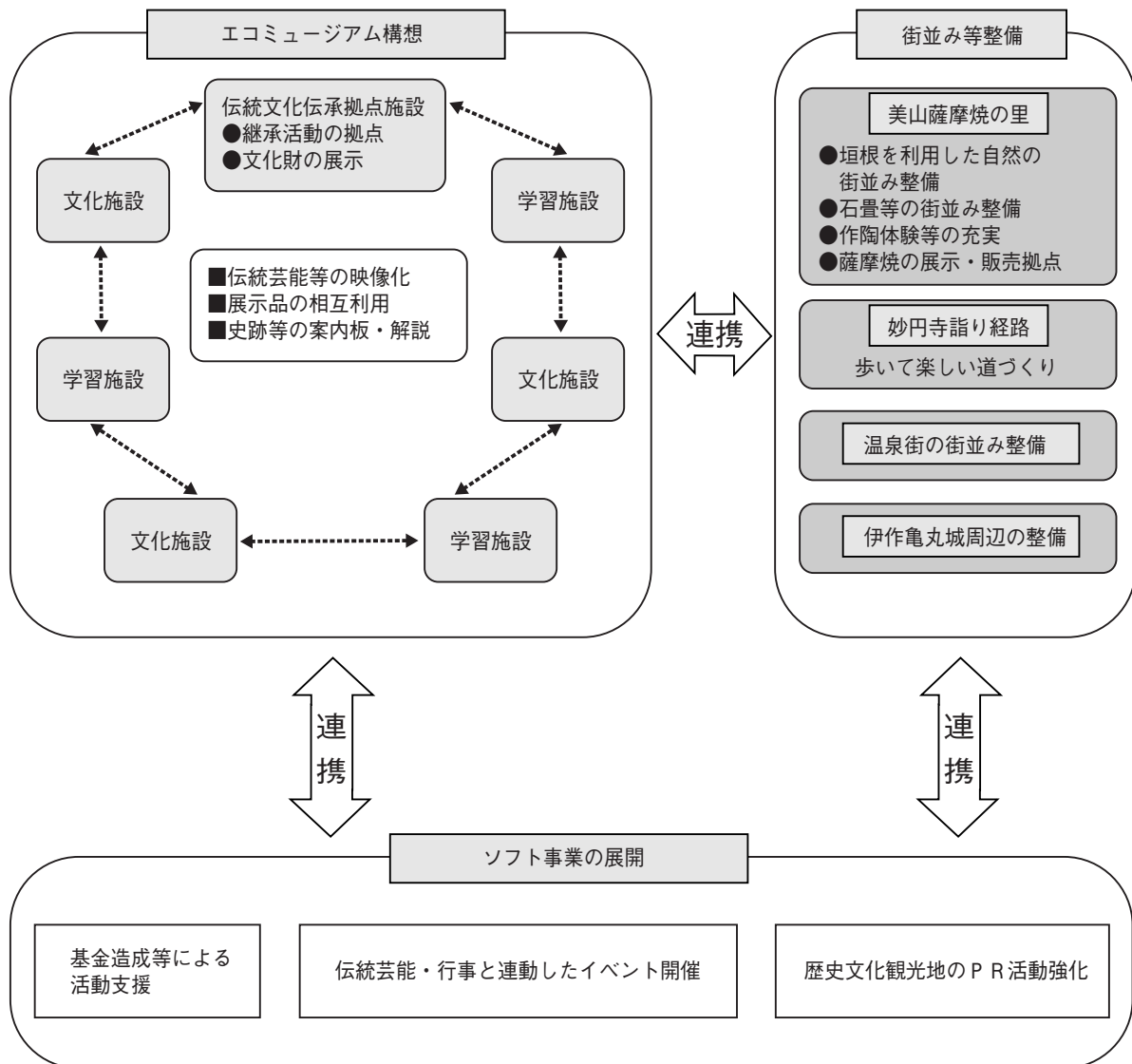
●歴史と伝統芸能等伝承活動支援の推進

歴史文化の保全に係る基金造成等により、伝統芸能の保存・継承活動への支援を充実します。

また、流鏝馬、妙音十二楽、太鼓踊り、火振り、棒踊り、妙円寺詣り、せっぺとべ等の特色ある伝統芸能・伝統行事については、映像化による保存・継承を支援するとともに、各地域の文化施設・学習施設で紹介できる仕組みをつくり、新市が継承すべき伝統文化に対する市民意識の向上を図ります。

さらに、伝統芸能・伝統行事と一体となったイベント等を開催するとともに、歴史・文化・祭りを前面に打ち出した観光業者等との連携によるキャンペーンを展開することで、歴史と文化を生かした観光・交流を推進します。

図表 5 - 4 歴史文化資源の伝承と活用に向けた取り組み



Project 4 : いきいきすこやか拠点整備プロジェクト

市民の保健・医療・福祉の総合拠点として、いきいきすこやかセンター（仮称）を整備することにより、日吉町立病院の機能強化に努めるとともに、各地域保健センターとのネットワークの形成を図ります。

●いきいきすこやかセンター（仮称）の整備

健康づくりや、介護予防・リハビリテーションの拠点機能を整備し、市民の保健・医療・福祉の総合拠点づくりを進めます。また、各地域保健センター、温泉施設等との連携を図りながら、現在の日吉町立病院の機能を強化するなど、市民が様々な目的で利用できる環境づくりを進めます。

健康づくり拠点機能

地域保健センターとしての中核的な機能を整備し、市民とともに積極的な健康づくりを進めます。

地域医療機能

現在の町立病院については、整形外科等の診療科目を拡充するとともに、在宅医療を強化するなどして、地域医療の拠点としての整備を進めます。

介護予防拠点機能

地域リハビリテーション機能を持ち、各関係機関等との連携をとりながら介護予防の拠点づくりを進めます。

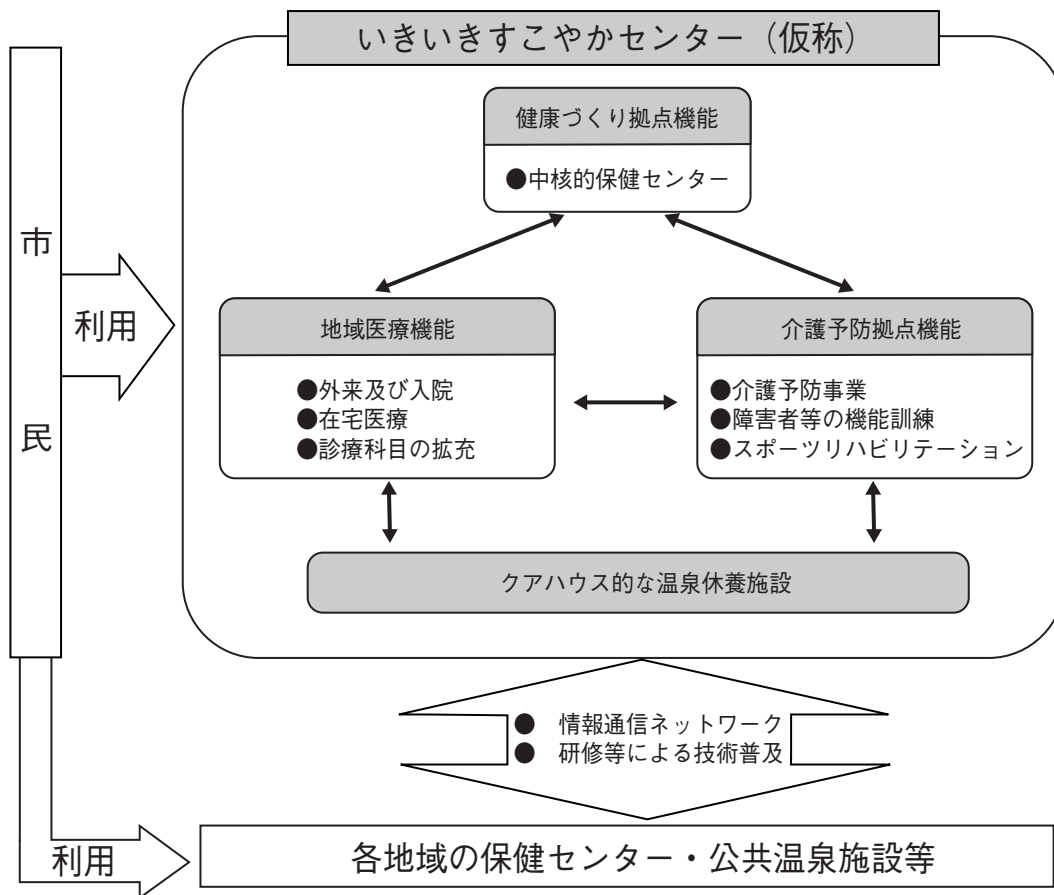
クアハウスの温泉休養施設の整備

クアハウスの温泉休養施設を整備し、高齢者だけでなく、幅広い市民の健康づくりの拠点として活用します。

●地域保健センターとのネットワーク形成

いきいきすこやかセンター（仮称）と地域保健センターを情報通信ネットワークで結び、各種情報の共有を図るとともに、いきいきすこやかセンター（仮称）において実施する介護・リハビリテーション・健康づくりの技術の普及を推進します。

図-5 いきいきすこやかセンター（仮称）の機能



Project 5：情報化タウン推進プロジェクト

I T時代に対応できる情報通信基盤を整備するとともに、電子自治体の構築をはじめ、情報教育や企業の情報化支援などを進め、市民生活の利便性の向上や産業振興を図ります。

●電子自治体の構築

行政において、各種情報システムを統一するとともに、公共施設間の情報通信ネットワーク整備を進め、電子自治体の基礎を築きます。

また、各種地図情報、各種手続き等の電子化などにより、行政事務の迅速化や庁内での情報の共有等を図るとともに、郵便局など公共性の高い機関等との通信ネットワークを整備し、行政情報の迅速な提供と住民生活の利便性の向上を図ります。

さらに、市民と双方向で情報交換ができるシステムを構築し、市民のまちづくりに対する意見聴取や各種相談の機会の拡充を図ります。

●地域情報化

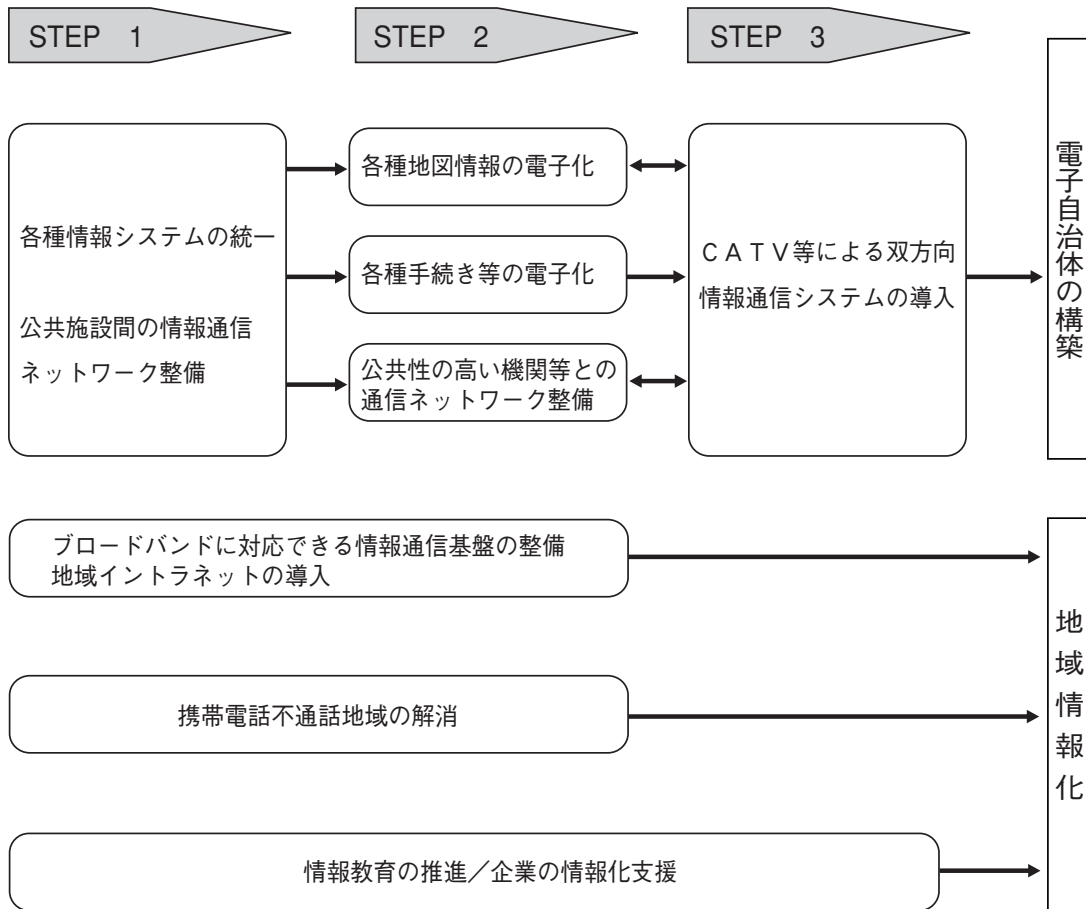
携帯電話の不通話地域の解消を促進し、市内一円における情報通信境格差を是正します。

また、地域イントラネット*の導入などにより、ブロードバンド*に対応できる情報通信基盤を整備するとともに、市民だれもが情報化社会の利便性を享受できるように、学校教育や生涯学習における情報教育を推進します。あわせて、ネットワーク上での経済取引や創造性豊かな産業活動を促進するため、情報通信技術の導入に関する啓発・普及・研修等や融資制度等の情報提供など、企業の情報化を促進します。

*地域イントラネット→インターネットや通信回線を使って、特定のエリア内でネットワークを構築し、情報の共有化などを行う目的としたシステムのこと。

*ブロードバンド→データ伝送の分野において、広帯域のこと。狭義には、複数の信号を同一の伝送路（ケーブルなど）で送る方式で、近年は、単に高速度で大容量のデータ転送のことを指すことが多い。動画の伝送など、ネットワーク上の高度なサービスを実現するもの。

図表 5 - 6 情報化タウン推進プロジェクトの流れ



Project 6 : 環境にやさしいまち推進プロジェクト

吹上浜の環境保全に一体的に取り組むとともに、ごみのリサイクル、新エネルギー設備等の導入、環境学習拠点施設づくりを推進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

●吹上浜県立自然公園区域及び周辺海域の一体的保全の推進

吹上浜県立自然公園区域については、市民一体となった清掃活動に取り組み、環境負荷の低減を図ります。また、生活排水について、各地域の実情に応じた効率的な処理手法の導入を選定するとともに、家畜排せつ物処理の適正化等の強化、水源かん養林の育成等により、総合的な河川・海岸・海域の浄化を推進します。

●市民一体となったごみの減量化・リサイクルの推進

ごみの分別・収集・処理体系を統一し、より一層のリサイクルを推進します。
また、ごみの減量化を推進するため、ごみ分別指導員への支援を強化するとともに、各家庭における生ごみの堆肥化等を促進します。

●新エネルギー・省エネルギー導入の推進

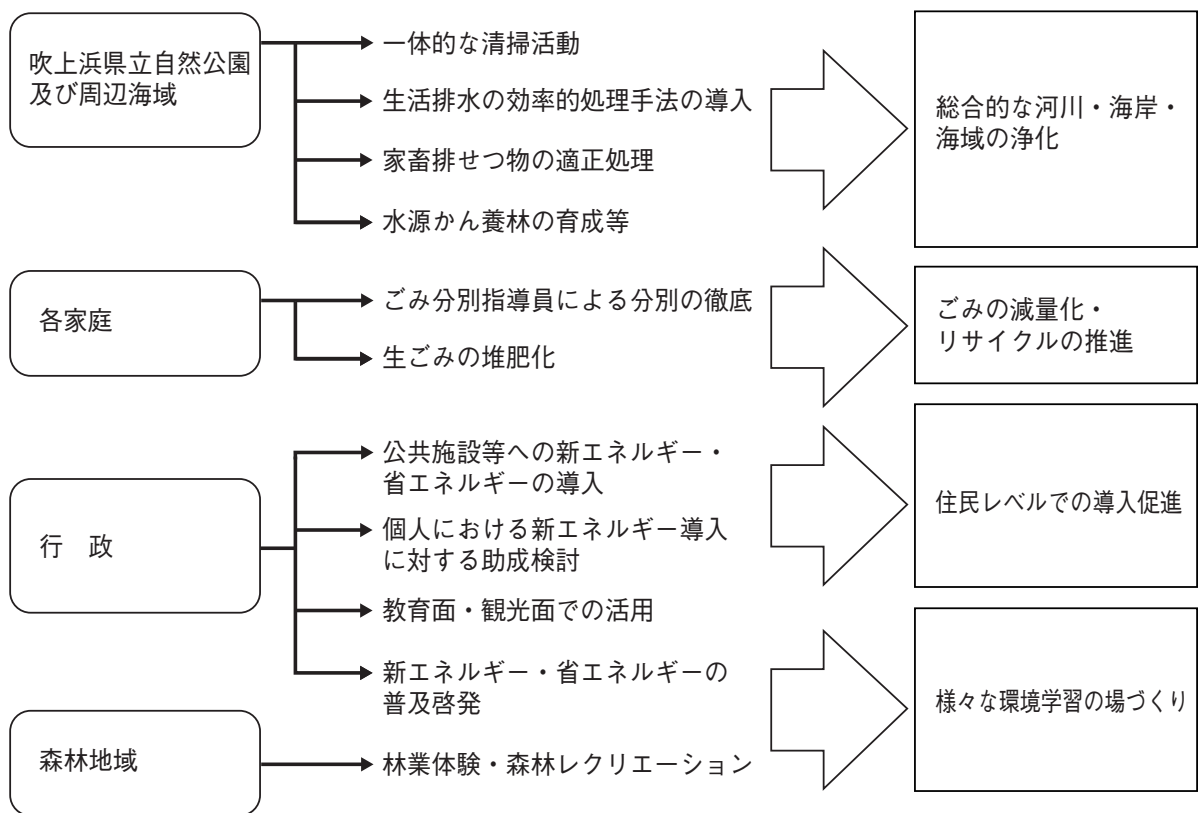
地球温暖化を防止するため、公共施設等を中心として太陽光発電や風力発電など新エネルギーの導入に努めるとともに、教育面や観光面での活用を推進するほか、公用車のクリーンエネルギー車への転換を推進します。

また、家庭や事業所等と一体となって新エネルギー・省エネルギーの導入や普及啓発を推進し、太陽光発電やクリーンエネルギー自動車など個人における新エネルギー等の導入に対して助成措置を検討します。

●森林空間を活用した林業体験・環境学習の推進

森林地域を活用し、林業体験・環境学習の機能を持つ拠点整備を進め、青少年育成や都市農村交流の場としての活用を図ります。

図表5-7 環境にやさしいまち推進プロジェクトの流れ



第6章 県事業の推進

鹿児島県は、新市の施策と連携しながら、次に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援します。

【県事業一覧】

分野	項目	実施事業	備考
社会基盤	道路・交通	<ul style="list-style-type: none"> ○地方特定道路整備事業 ○道路改築事業 ○県単道路整備事業 ○県単道路整備事業（交付金） ○特定交通安全施設等整備事業 ○通学路等交通安全対策事業 ○県単交通安全施設整備事業 	
	市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> ○街路整備事業 	
生活環境	住宅・公園	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅整備事業 	
	消防・防災等	<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地崩壊対策事業 ○通常砂防・火山砂防事業 ○治山事業 ○統合河川整備事業 	
	交通安全・防犯等	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全施設整備事業 	
産業経済	農林業	<ul style="list-style-type: none"> ○土地改良施設維持管理適正化事業 ○県営かんがい排水事業 ○中山間地域総合整備事業 ○地域用水環境整備事業 ○県営防災ダム事業 ○経営体育成基盤整備事業 ○農業用河川工作物応急対策事業 ○農道環境整備事業 ○県営シラス対策事業 ○ふるさと農道緊急整備事業 ○過疎基幹農道整備事業 ○農地環境整備事業 ○畑地帯総合整備事業（担い手育成型） ○広域農道整備事業 	
	水産業	<ul style="list-style-type: none"> ○広域漁港整備事業 ○漁港環境整備事業 ○海岸保全施設整備事業 ○海岸環境整備事業 	

第7章 公共的施設の統合整備に関する事項

1 公共的施設の統合整備の基本的考え方

公共施設の整備については、これまでの住民生活に急激な変化がないように十分留意し、また、それぞれの地域の特性や地域間のバランス、さらに財政事情等を考慮しつつ、計画的に推進していくこととします。

また、統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化を主眼とし、既存の公共的施設の有効活用等を基本に、住民サービスの低下を招かないように配慮するものとします。その際、運営・管理等においては、民間事業者、ボランティア等、民間活力を活用できるものについては、積極的に導入していくものとします。

(1) 庁舎整備の基本的考え方

新市の事務所の位置は、伊集院町郡一丁目100番地とします。

現在の東市来町、日吉町及び吹上町の役場は、それぞれ支所（総合支所方式）とし、吹上町の永吉支所は出張所とし、合併後3年以内に廃止します。

(2) 庁舎以外の公共的施設の統合整備の基本的考え方

一部事務組合等の施設については、新たな広域行政も視野に入れながら、その再編に努めていきます。

社会教育施設や社会体育施設については、既存施設の機能強化を図りながら、新規に必要な施設については、複合施設としての整備を図ります。

学校施設については、当面維持しながら、老朽化等への対応を図り、新市において学校区の見直しの中で検討します。学校の給食センターについては、既存施設の機能、業務の効率化を考慮した上で、再編します。

児童館については、各地域のニーズに応じて整備を進めます。

その他の公共的施設については、機能強化を図りながら、施設の有効活用に努めます。

第8章 財政計画

新市の財政計画は、平成17年度から平成26年度までの10年間について、歳入歳出の各項目ごとに過去の実績、人口推移等を勘案し、普通会計ベースで策定したものです。

策定においては、合併後の10年間及びそれ以降、新市の健全な財政運営を堅持することを前提としているほか、合併特例債等の国・県の財政支援措置を考慮しております。

各項目の前提については、次のとおりです。

1 歳入

(1) 地方税

新市においてもこれまでどおりの歳入を見込んでいます。今後の経済成長は見込まず、将来人口や過去の税収の推移に連動させて推計しています。

(2) 地方譲与税

平成15年度の実績値ベースで推移するものとしませんが、平成16年度創設の所得譲与税の影響も考慮しています。

(3) 利子割交付金等

利子割交付金については、平成15年度の実績値ベースで一定とし、平成16年度創設の配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金の影響も考慮しています。

(4) 地方消費税交付金

今後の経済成長は見込まず、将来人口に連動させて推計しています。

(5) ゴルフ場利用税交付金

平成15年度の実績値ベースから毎年度1%減で推移するものとしています。

(6) 自動車取得税交付金

平成15年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(7) 地方特例交付金

平成15年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(8) 地方交付税

普通交付税については、現制度による実績を勘案のうえ、普通交付税の算定の特例（合併算定替）及び合併直後の臨時的経費や合併特例債に対する普通交付税措置などを考慮し推計しています。

特別交付税については、普通交付税と同様、現行制度による実績を勘案のうえ、新市建設に対する特別交付税措置などを考慮し推計しています。

(9) 交通安全対策特別交付金

平成15年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(10) 分担金及び負担金

平成15年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(11) 使用料及び手数料

平成15年度の実績値ベースで推移するものとしています。

また、日置地区塵芥処理組合、日置地区消防組合、日置広域連合が解散し、新市の直営となることによる影響も見込んでいます。

(12) 国庫支出金

それぞれの性質別歳出経費に対応してこれまでの財源実績割合から推計し、合併に係る国の財政支援（合併市町村補助金）等も考慮しています。

(13) **県支出金**

それぞれの性質別歳出経費に対応してこれまでの財源実績割合から推計し、合併に係る県の財政支援（市町村合併特例交付金）等も考慮しています。

(14) **財産収入**

過去5年間の平均値で推移するものとしています。（特に大きい年度は除く。）

(15) **寄附金**

過去5年間の平均値で推移するものとしています。（特に大きい年度は除く。）

(16) **繰入金**

必要に応じて財政調整基金及び減債基金等からの繰入金を活用します。

(17) **諸収入**

過去5年間の平均値で推移するものとしています。（特に大きい年度は除く。）

また、日置地区塵芥処理組合、日置地区消防組合、日置広域連合が解散し、新市の直営となることによる影響も見込んでいます。

(18) **地方債**

臨時財政対策債は現制度を基に、通常債及び合併特例債については普通建設事業量等に対応し推計しています。

2 歳出

(1) 人件費

特別職や議会議員等の減員による影響を見込み、また、一般職員分は類似団体を参考に、合併後10年間は退職者2人につき1人の採用を行う想定で推計しています。

また、日置地区塵芥処理組合、日置地区消防組合、日置広域連合が解散し、新市の直営となることによる増員の影響も見込んでいます。

(2) 物件費

合併後の削減効果を見込んで推計しています。

また、日置地区塵芥処理組合、日置地区消防組合、日置広域連合が解散し、新市の直営となることによる影響も見込んでいます。

(3) 維持補修費

過去5年間の平均値で推移するものとしています。(特に大きい年度は除く。)

また、日置地区塵芥処理組合、日置地区消防組合、日置広域連合が解散し、新市の直営となることによる影響も見込んでいます。

(4) 扶助費

高齢者福祉分については、平成15年度の高齢者一人当たりの額に将来の高齢者数を乗じて算出しています。その他については、将来人口と連動させて推計しています。

また、市制施行に伴う新たな費用を見込んでいます。

(5) 補助費等

合併前水準の2%相当額を毎年度削減すると見込んで推計しています。

また、日置地区塵芥処理組合、日置地区消防組合、日置広域連合が解散し、新市の直営となることによる負担金の減額などを見込んで推計しています。

(6) 公債費

合併の前年度までの借入に伴う償還額に、合併後の新たな地方債や合併特例債の借入に伴う償還額を見込んでいます。

また、日置地区塵芥処理組合及び日置地区消防組合の債務を引き継ぐ影響も考慮しています。

(7) 積立金

単年度収支が黒字になった場合、後年度の財政運営のために、基金に積み立てるものとしています。また、合併特例債による造成分も見込んでいます。

(8) 投資及び出資金、貸付金

過去5年間の平均値で推移するものとしています。(特に大きい年度は除く。)

(9) 繰出金

高齢者関連特別会計分については、平成15年度の高齢者一人当たりの額に将来の高齢者数を乗じて推計しています。その他については、平成15年度の実績値ベースで推移するものとしています。

(10) 普通建設事業費

新市まちづくり計画に基づき、財政収支上、実施可能な事業費を年度ごとに見込んで推計しています。

財政計画一覧表

(単位：百万円)

◆歳入	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1 地方税	3,740	3,635	3,707	3,753	3,648	3,719	3,755	3,641	3,702	3,738
2 地方譲与税	410	410	410	410	411	411	411	411	411	411
3 利子割交付金等	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
4 地方消費税交付金	434	434	435	435	436	437	437	438	438	439
5 ゴルフ場利用税交付金	66	65	65	64	63	63	62	62	61	60
6 自動車取得税交付金	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89
7 地方特例交付金	137	137	137	137	137	137	137	137	137	137
8 普通交付税	7,316	7,148	6,889	6,648	6,861	6,874	7,014	7,224	7,280	7,199
9 特別交付税	1,184	1,004	887	694	701	696	697	705	701	698
10 交通安全対策特別交付金	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
11 分担金・負担金	281	281	281	281	281	281	281	281	281	281
12 使用料	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358
13 手数料	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132
14 国庫支出金	1,877	1,872	1,866	1,700	1,693	1,702	1,713	1,715	1,717	1,727
15 県支出金	1,265	1,250	1,234	1,219	1,204	1,112	1,135	1,139	1,143	1,166
16 財産収入	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
17 寄付金	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
18 繰入金	0	0	0	42	0	0	0	0	0	0
19 繰越金	183	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 諸収入	206	206	206	206	206	206	206	206	206	206
21 地方債	3,935	3,882	3,801	3,723	3,703	3,214	3,021	2,918	2,799	2,598
うち通常債	453	424	395	367	338	431	524	556	588	680
うち臨時財政対策債	1,021	997	944	895	904	897	902	912	906	902
うち合併特例債（建設）	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	1,886	1,596	1,451	1,306	1,016
うち合併特例債（基金）	285	285	285	285	285	0	0	0	0	0
歳入計	21,740	21,031	20,622	20,017	20,049	19,556	19,575	19,581	19,581	19,366

◆歳出	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1 人件費	4,206	4,132	4,032	3,942	3,875	3,778	3,711	3,637	3,555	3,488
2 物件費	2,500	2,470	2,440	2,410	2,380	2,350	2,320	2,289	2,259	2,229
3 維持補修費	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259
4 扶助費	2,911	2,910	2,909	2,907	2,906	2,905	2,907	2,908	2,910	2,912
5 補助費等	1,010	992	975	958	941	923	906	889	871	854
6 公債費	3,707	3,772	3,780	3,839	3,859	3,953	4,093	3,963	3,770	3,765
うち通常分	3,641	3,613	3,491	3,443	3,171	2,973	2,834	2,432	1,967	1,738
うち臨時財政対策債分	66	122	215	285	352	417	480	540	601	661
うち合併特例債分（建設）	0	33	65	98	297	497	692	883	1,071	1,236
うち合併特例債分（基金）	0	4	9	13	39	65	87	109	131	131
7 積立金	1,331	831	675	300	501	190	245	563	947	912
うち通常分	1,031	531	375	0	201	190	245	563	947	912
うち合併特例債充当分	300	300	300	300	300	0	0	0	0	0
8 投資及び出資金、貸付金	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
9 繰出金	2,121	2,120	2,118	2,116	2,115	2,113	2,123	2,132	2,141	2,150
10 普通建設事業	3,431	3,359	3,287	3,215	3,143	3,071	2,999	2,927	2,855	2,783
うち通常分	1,140	1,068	996	924	852	1,085	1,319	1,400	1,480	1,714
うち合併特例債充当事業分	2,291	2,291	2,291	2,291	2,291	1,985	1,680	1,527	1,374	1,069
11 合併に伴う臨時的経費	249	172	133	55	55	0	0	0	0	0
歳出計	21,740	21,031	20,622	20,017	20,049	19,556	19,575	19,581	19,581	19,366

(注) 端数処理のため、計が合わない箇所があります。

【新市まちづくり計画の体系】

